

(別紙)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針等に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「本法」という。)に基づいて定める経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(以下「安定供給確保基本指針」という。)及び特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(以下「特定重要技術研究開発基本指針」という。)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	国家安全保障と経済成長を両立させることの必要性を強調している点、厳密に必要なもののみが対象となるよう限定的に範囲を定めることの重要性を認識している点を高く評価する。基本方針で強調されているとおり、市場原理に基づいた競争を可能にする健全な環境を維持するとともに、イノベーション、効率性、競争力が損なわれるといった予期せぬ結果を回避するには、こうしたアプローチが極めて重要。	賛同の御意見として受け止めます。御意見は今後の参考にさせていただきます。
2	基本方針第1章第1節の「基本的考え方」には、経済制裁には経済制裁で応える考え方が先行している。国際商習慣、自由貿易主義、経済合理性、無差別原則等の総括をせず、米国の世界戦略の転換を受けて、いたずらに隣国、特に中国との緊張関係を高めてしまうような事業者への規制が提起されている。	この施策は、複雑化する現実の国際情勢等を踏まえ、我が国自身の取組として、①我が国の経済構造の自律性の向上、②我が国の技術などの他国に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けて必要な経済施策を講ずることとしているもので、特定国を念頭においたものではありません。
3	基本方針第1章第1節の「基本的な考え方」の記載は、安全保障環境の緊張の高まりを前提にして、脅威の増大に偏った課題の捉え方である。規制を厳しくしてもそれをかいくぐる者はおろ、脅威をゼロにできない一方、規制の厳格化は取引チェックの負担を限りなく増大させる。チェックの基準を共通化するにも、適切な基準作りは極めて困難。第1章第1節に、これらの懸念に対する政府の支援等の記述はあるが、事業者の管理手法の実例を踏まえた検討が必須であり、具体的事例に即して、一旦決めた基準であっても臨機応変に改訂すべきである。	本基本方針の中では、これまでのように自由で開かれた経済を原則とすることや、事業活動等を過度に制約しないことを述べています。第1章第1節で述べている「支援と規制の両面」の「支援」とは、御指摘のような「懸念に対する政府の支援」を意味するものではなく、例えば物資の安定供給確保への取組や先端技術開発に対する支援のようなものを指しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>基本方針第1章第1節等にある「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為」が具体的に何を指すのかわかるように、定義や具体例を提示すべき。</p>	<p>御指摘の「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為」は、本法の目的規定(第1条)の中で用いられている表現であり、第2章以下の各施策の中で、例えば今般施行された第2章においては、「・・・外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態」(第7条)、第4章においては「当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ」(第61条)という形で、より具体的に規定されています。その上で、それぞれの内容については、今回意見公募手続に付した安定供給確保基本指針及び特定重要技術研究開発基本指針の中で述べていますので、そちらを御覧ください。</p>
5	<p>基本方針第1章第1節の「基本的な考え方」には、軍事に偏重した考え方の中で「安全保障」という言葉が使われている。「国家及び国民の安全を経済面から確保する」として、軍事的観点から政府が経済に介入するのであれば、まさにかつての国家総動員法に他ならず、極めて危険。直ちに廃止すべき。</p>	<p>本法の制度は、国民の暮らしが経済によって支えられ、安全保障上の観点から国家として守るべき対象が、外交・防衛部門だけではなく、経済分野にまで広く及んでいることに鑑みて経済施策を講ずるものであり、御指摘は当たりません。</p>
6	<p>基本方針第1章第1節の「基本的な考え方」に賛成するが、「開かれていて、競争を促進する」という市場の重要な性質を維持することに留意していただきたい。</p>	<p>基本方針の中でも、「これまでのように自由で開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつ」と記載しており、引き続き安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動の両立に取り組んでまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>基本方針第1章第1節で「自由で開かれた経済活動が原則」と述べながら、なにゆえこの法律による規制が必要なのかが法の条文からも、この基本方針案からも明らかになっていない。なにゆえ「規制による想定外の不利益」や「本来予定していた経済活動を過度にためらう」恐れを考慮しなければならないのか。そもそも法律そのものが不当で不要だからではないのか。</p>	<p>基本方針第2章第2節の「4施策に含まれる規制措置」とは、主に本法第3章「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」の制度と本法第5章「特許出願の非公開」の制度を念頭に置いています。前者は、基幹インフラの重要設備が外部から行われる妨害行為の手段として使用されることを防止するため、後者は、公になれば国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が特許手続により公開されるのを避けるために必要なものです。こうした制度の必要性については、国会審議等で説明させていただいているところです。規制措置は一般に、規制の対象が不明確であると、規制を受ける者が想定外の不利益を被ったり、それをおそれて活動を過度にためらうことにつながり得るため、本基本方針の中では、「規制の対象範囲や考え方をあらかじめできる限り明確にすることなどによって、このような政府の関与について各主体が十分に予見できるようにする必要がある」としています。</p>
8	<p>基本方針第1章第1節に「安全保障上の一定の課題については、官民の関係の在り方として、市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていく」とあるが、この「安全保障上の一定の課題」が何であるのかも、政府(行政)の判断に委ねられ、政治の恣意に任されることになってしまう。</p>	<p>「安全保障上の一定の課題」とは、例えば、サプライチェーンや基幹インフラにおけるリスクへの対処、我が国における技術開発上の課題など様々ですが、こうした課題に本法で創設された制度や他の法令に基づいて対応しようとするものであり、政府が恣意的に行うということではありません。</p>
9	<p>基本方針第1章第1節で、政府が「支援と規制の両面で一層の関与を行っていく」としているが、これは政府による支援(アメ)と規制(ムチ)を通じた歯止めのない民間支配につながるおそれがある。対象事業者による政府への忖度や癒着、また、官僚の企業への天下りなどの温床にもなりかねず、こうしたことを防ぐための具体的な措置を定める旨を明記すべき。</p>	<p>安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については、基本方針の中で強調して述べています。また、公務の公正については、本法の施策に限られるのではなく、国家公務員法、国家公務員倫理法等の規律を通してこれを保持してまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
10	7月25日に開催された有識者会議で「市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要」とされたと報道されているが、こうした支援と規制が相まって、軍事国家主義が自由主義経済を脅かし、政府・官僚と業者の癒着が発生する恐れがあるので、政府と事業者の間のやり取りを記録して公開するなど、これらの懸念を防止するための歯止め策が必要。	そもそも本法の施策は、軍国主義に向かうような施策ではありません。公務の公正については、国家公務員法、国家公務員倫理法等の規律を通してこれを保持してまいります。
11	重要技術として先端的技術ばかりが強調されているが、国民が求める食や環境を含めた安心安全な暮らしとは乖離している。暮らしや命の安全保障の視点を持つ法に改正すべき。	我が国の国民の暮らしや安全を守る上でも、物資の安定供給確保や先端的技術の開発は重要な要素です。
12	「自律性の確保」が必要だというのであれば、国民の食生活を支える国内の農業・漁業分野について「自律性の確保」を無視するのはなぜか。	国内農業・漁業の持続的発展や食料の安定供給確保等のための施策については、農林水産省を中心とした関係省庁が「食料・農業・農村基本計画」等に基づいて講じているところです。その上で、食料に関わる物資の安定供給確保もこの法律の制度の対象から排除されているものではなく、安定供給確保基本指針に基づき、既存の他の施策の取組と重複するかどうかなども考慮した上で、必要な措置の検討を進めてまいります。
13	経済安保法制によって、経済・社会を「同志国」間に優位に閉じられたものにできたとして、その後起こり得る未来のシナリオを複数作ってメンバー間で検討したのか。	本法は、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化等に向けて必要な経済施策を講ずるものであり、「経済・社会を同志国間に優位に閉じられたものにできた」との御指摘は当たりません。
14	米国の世界戦略に追随する範囲での努力では、近隣諸国との緊張関係を深めるばかりである。資源の偏在による特定国との取引の偏りに対しては、国際協調主義に立って粘り強い外交交渉をすることこそが不可欠であるが、経済制裁的な対抗措置が先行し、この視点が軽視されている。	本法の施策は、現実の国際情勢や社会経済構造等も踏まえながら我が国として行うものです。外交を軽視するものではなく、リスクを踏まえ、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するための措置を講ずるものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
15	自由であるべき経済活動を「同盟国」と「外部」に分けているが、対立関係をあおり、外交上の危機をもたらす可能性があるので削除すべき。	これまでのように自由で開かれた経済を原則とすることは、基本方針の中で述べているとおりです。なお、「外部」という文言は法律で用いられている語ですが、特定国を念頭に置いたものではありません。
16	世界貿易は「同盟国・同志国」や「価値観を共有する」国との関わりだけではなく、歴史的な積上げからなる国際商習慣、自由貿易主義、無差別原則や経済合理性などさまざまなファクターから形成されている。資源の地理的偏在を前提とするなら、仮想敵国を想定するのではなく、どの国とも友好的な関係を外交交渉で確立していくべき。	本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。なお、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。
17	長期的な経済安全保障を確保する上で、経済成長の促進が不可欠であることを明確に認識すべき。	御意見も踏まえ、基本方針の中で経済発展の重要性にも言及することとしました。
18	政治家が産業に口出しする事によって、自由な経済活動が制限されかねない。	本基本方針の中でも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提に、事業活動を過度に制約せず、かつ、健全な競争環境や経済合理性に基づくイノベーションや効率性を毀損しないよう配慮してまいります。
19	無差別原則との整合性が重要であると認識していることのみならず、経済安全保障対策の実施に向けた適切な省庁横断的な連携を確保することへの強いコミットメントを示したことは称賛に値する。	賛同の御意見として受け止めます。御意見は今後の参考にさせていただきます。
20	日米間を始め価値観を共有する各国との間で対等な競争条件を促進し、規則や基準の相互運用性を拡大することが、経済成長、イノベーション、長期的な経済安全保障に極めて重要である。	御意見も踏まえ、基本方針の中で同盟国・同志国との協力という側面にも言及することとしました。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>自律性の確保、不可欠性の獲得・維持・強化と言っているが、結局のところは、輸出は好ましいが輸入は好ましくないといった重商主義的な価値観の表明であって、ルールベースの自由主義的な国際秩序にコミットすることを近年の外交方針としてきた日本の立場として好ましくないのではないか。また、この発想は結局のところ自律性、不可欠性を確保できる大国を利することにつながり、自由主義的な国際秩序を好む小国との距離を広げることにも繋がりがかねないのではないか。</p>	<p>基本方針第1章第2節(2)で、「これまでのように自由で開かれた経済を原則」とすることや、「WTO協定等の我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意すること」を明記しています。</p>
22	<p>「普遍的価値や原則」(基本方針第1章第2節(2))を重視することは必要なことではあるが、国際社会にあっては価値観を異にする国も多く、価値観を同じくする国とだけ付き合うわけにはいかない。実際には、国際協調主義、無差別原則との整合性を図るのではなく、外交努力よりも経済制裁対応となっており、緊張関係を高めることとなっている。</p>	<p>本基本方針にも記載しているとおおり、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう、また、国際社会と必要な連携・協調をとるよう留意することとしています。</p>
23	<p>基本方針第1章第2節(2)「国際協調主義」に記されたことは当然なことであるが、特に政府が誠実な対応の履行を棚上げするくらいがあることに留意すべき。日韓の輸出管理の事例は、この例と言える。</p>	<p>本基本方針にも記載しているとおおり、安全保障の確保に関する経済施策を実施するに当たっても、引き続き、我が国が締結した国際約束の誠実な履行を妨げることがないようにしてまいります。</p>
24	<p>日本だけが過度な経済安全保障政策を追求して「ガラパゴス化」することにより、中長期的に持続可能な技術発展を阻害することは回避すべき。基本的な価値観(自由、基本的人権、民主主義や法の支配、市場経済など)を共有しつつ日本で事業を展開する外国法人とも、経済安全保障の確立とイノベーションを起こすためのパートナーとして、共に歩んで行けるような体制を整備すべき。</p>	<p>基本方針第1章第2節(2)においては、「内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意する」としておりましたが、さらに、「こうした基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同盟国・同志国との協力の拡大・深化を図ることも重要」という記載を追加しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
25	<p>政府が、「支援と規制」の名の下に事業者等との間で「必要な連携を図っていく」ことは、一部事業者との不適切な癒着関係を生じさせかねない。少なくとも、政治家・公務員と事業者とのメールや面会記録等の逐一を、公文書に記録し、請求があれば速やかに開示するものとするを明記すべき。</p>	<p>政府と一部事業者との不適切な癒着関係があってはならず、そのようなことがないようにしてまいります。なお、公文書の保存や開示については、所定のルールに従って適切に行ってまいります。</p>
26	<p>基本方針第1章第2節(3)に事業者等との連携がうたわれているが、政府の関与が、不正確又は低い理解度においてなされた場合、企業の活動をかえって阻害することになり、そうならないための歯止め策の規定がない。よってこの法律は廃棄すべき。</p>	<p>自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については、本基本方針の中でも強調して述べているところです。</p>
27	<p>基本方針第1章第2節(3)に関し、「事業者等との間で必要な連携を図っていくこと」は、事業者が政府に忖度したり、政府関係者が民間企業へ天下りしたり、事業者の自己規制によって事業の萎縮や非効率が増長されることが危惧される。歯止めが不可欠。</p>	<p>安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については、本基本方針の中で明記しております。御指摘の事業者等との連携に係る記載は、事業者等の理解が広まれば、政府の措置とあいまって効果的に機能するという点を述べているものであって、事業者等に過度の「自己規制」等を求めるものではありません。</p>
28	<p>官民が協力して本法に関する意見交換を行い、関連政策やガイドライン等の業界への周知を徹底するスキームが、基本方針第4章に記載されているものより官民連携が取れるような形で必要。</p>	<p>基本方針の第1章第2節(3)で、事業者等への周知広報・情報共有やコミュニケーション・連携について記載しています。御意見の趣旨も踏まえ、事業者との連携に努めてまいります。</p>
29	<p>国家安全保障局経済班と内閣府経済安全保障推進室の二つのセクションの役割分担が明らかでない。足を引っ張り合うことのないよう、内部的に役割分担が図られていることを期待する。</p>	<p>国家安全保障局経済班は、我が国の安全保障に関する経済政策の基本方針及び重要事項に係る企画・立案及び総合調整等の事務を担う一方、内閣府の経済安全保障推進部局は、本法で定める各施策の実施等を担います。両部局が平素から情報を共有し、密接に協力してまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
30	<p>国家安全保障局と内閣府の経済安全保障推進部局が連携して整合性を確保するよう努めるとのことだが、事業者にとっては自由な企業活動への制限であり、被る不利益に関しての規定がない。よってこの法律は廃棄すべき。</p>	<p>自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については、本基本方針の中でも強調して述べているところです。</p>
31	<p>「国家安全保障局と内閣府の経済安全保障推進部局が相互協力・連携」が随所に出てきており、国家安全保障局を頂点に外交政策、防衛政策及び経済政策の権限が集中し、かつての「大本営」のような存在になることを危惧する。</p>	<p>各省庁にまたがる施策を一体的・整合的に行うには、中心的な役割を担う部署が必要であり、それを内閣官房の中で安全保障に関する経済施策を所管する国家安全保障局及び本法で定められた施策の実施を所管する内閣府の経済安全保障推進部局が担うこととしているものです。</p>
32	<p>国家安全保障局と内閣府の経済安全保障推進部局の相互協力が何度もうたわれているが、国家安全保障局を頂点として、かつての「大本営」のような権力集中機関が形成され、国家総動員体制が作られることを憂慮する。本法を運用することなら権力を相互にチェックする仕組み(何らかの規制委員会)を組み込むべき。</p>	<p>各省庁にまたがる施策を一体的・整合的に行うには、中心的な役割を担う部署が必要であり、それを内閣官房の中で安全保障に関する経済施策を所管する国家安全保障局及び本法で定められた施策の実施を所管する内閣府の経済安全保障推進部局が担うこととしているものです。「国家総動員体制が作られる」との御懸念には及びません。</p>
33	<p>基本方針第2章第1節の「内閣府の経済安全保障推進部局が相互に協力して」を「内閣府の経済安全保障推進部局が常時から情報共有、密接な協力をを行い」に修正すべき。</p>	<p>御意見も踏まえ、該当箇所を修正しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>基本方針第2章第1節の記述は理念としては理解できるが、第1段落末尾に「行政機関が異なることから、このような脅威に有効に対応するためには、それぞれの経済施策を一体的に講ずることが必要である」と記されているのは強権的な規制にまとめてしまうという不当な予告と思われ、第2段落の「政府全体の見地からの連携を図る観点から、4施策が過不足なく講じられるとともに……施策間の一体性・整合性を確保するように努める」との記述も強権的な規制にまとめ込んでしまうとの不当な予告とも思われ、納得できない。</p>	<p>基本方針第2章第1節の記載は、各省が行う施策が相互に不整合であったり無用に重複するなどして効果が低減し、あるいは関係事業者に混乱を生ずるといったことがないように「施策間の一体性・整合性を確保する」とこととしているものであり、「強権的な規制」につながるものではありません。</p>
35	<p>基本方針第2章第1節末尾の「施策間の一体性・整合性を確保するよう努める」を、「施策間の一体性・整合性を確保する」に修正すべき。</p>	<p>御意見も踏まえ、該当箇所を修正しました。</p>
36	<p>基本方針第1章第2節(1)等で、規制措置は「合理的に必要と認められる限度」で実施するとしているが、曖昧で恣意的な判断を許すもの。厳格な表現に変更すべき。</p>	<p>「合理的に必要と認められる限度」という文言は本法第5条で用いられている文言であるため変更はできませんが、国会での議論等も踏まえ、基本方針の第2章第2節に「規制措置ができる限り必要最小限度のものとなるよう努める」という文言を加えました。</p>
37	<p>規制措置は必要最小限とすることを明記すべき。経済活動との両立を図る観点からは、合理的に必要と認められる最小限度で行われるということを明確にすべき。</p>	<p>国際情勢の変化等に伴う安全保障上のリスクは当然変動し、予測し難い側面もあることから、本法第5条は、あらかじめ一律に「必要最小限度」とは規定せず、敢えて「合理的に必要と認められる限度」と規定しています。ただし、規制を必要最小限度のものとするように努めるのは当然であることから、基本方針の第2章第2節に、「規制措置ができる限り必要最小限度のものとなるよう努める」という文言を加えました。</p>
38	<p>経済活動や安全保障は我が国一国で成り立っているものではないので、基本方針第2章第2節に、「同盟国や価値を共有する国々との友好・経済的な関係(特に貿易協定等で決定された事項)を損ねないようにする」と追記してほしい。</p>	<p>御意見も踏まえ、基本方針第1章第2節(2)に、同盟国・同志国との協力の拡大・深化の重要性に関する記載を追加しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
39	全体として政府の規制には歯止めがなく、随所に政府の恣意的な運用が可能になっている。	規制措置の考え方については基本方針の第2章第2節で、政省令の策定については同章第3節で述べています。
40	「合理的に必要と認められる限度」と「真に必要な」という用語がたびたび出てくるが、この二つの違いは何か。曖昧で恣意的な判断を許すものであり、厳格な表現をしないところに、法の運用上の危なさを感じるので、廃止を求める。	「合理的に必要と認められる限度」という文言は本法第5条で用いられている文言であり、安定供給確保基本方針の中でも、この法律による規制措置全般に通じる留意事項として用いています。一方、「真に必要な」という表現を用いているのは、第2章第3節の1か所のみであり、これは、第3章「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」及び第5章「特許出願の非公開」の両制度の適用範囲に係る政省令を定める場面に特化して、「安全保障を確保するために真に必要な範囲に限定するなど、事業者等の経済活動の自由を不当に阻害することのないようにする」という形で、「合理的に必要と認められる限度」をより具体化して述べているものです。
41	基本方針には「真に必要な」という表現が何度も出てくるが、曖昧で恣意的な判断を許すもの。厳格な表現に修正すべき。	基本方針の中で「真に必要な」という表現を用いているのは、第2章第3節の1か所のみです。これは、法第3章「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」及び第5章「特許出願の非公開」の両制度の適用範囲を定める場合の考え方を述べたもので、特定社会基盤役務基本指針や特許出願非公開基本指針の中でより具体的に記載することになります。
42	聴取する意見の偏りを避けつつ、より実情に近い意見を吸い上げるという観点から、基本方針第2章第3節の「事業者」の前もしくは後ろに「対象となる役務に関して日本で事業を展開する外国法人を含む」を、「関係行政機関等」の後ろに「、各種経済団体等」を追記してほしい。	御意見も踏まえ、該当箇所「経済団体」を追記しました。なお、「事業者」の文言は、外資系企業を殊更に排除するものではありません。
43	基本方針第2章第3節の「有識者会議を設置し、」の後に、「その意見を適切に考慮しつつ、可能な限り施策にその意見を反映する」と追記してほしい。	御意見も踏まえ、「意見を適切に考慮して施策に活かす」としました。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
44	<p>基本方針第2章第3節①の脚注で、有識者会議は「安全保障の確保に関する経済施策等に関し知見を有する者で構成され」としているが、実際は、政府の方針に従って意見を言う識者のことであり、広範な意見を集約するというよりは、政府案を追認するだけの役割ではないか。</p>	<p>今回の有識者会議については、法案策定時の有識者会議と同じ18名の経済界やアカデミアなどの専門的知見を有する方々に委員をお引き受けいただいております。法案策定時から引き続き、委員の方々の御意見を踏まえて政府案を練っており、また、今後の検討に資する様々な御意見もいただいております。「政府案を追認するだけの役割」との御指摘は当たりません。</p>
45	<p>有識者会議の人选が偏っている。法律に批判的な有識者を補充すべきであり、選考基準を明示してほしい。</p>	<p>有識者会議の委員については、法案策定時の有識者会議と同じ18名の経済界やアカデミアなどの専門的知見を有する方々に委員をお引き受けいただいております。</p>
46	<p>有識者会議の人选は今年度も同じである。非公開のメンバー間の議論の中で、誰の安全について考えてきたのか、「国力」の定義はなにか、価値判断の優先順位についてメンバー間で合意できているなら、それはなにか、などについて、座長が記者会見を開催したらよいのではないか。</p>	<p>有識者会議の議論については、議事要旨を公表しております。なお、「誰の安全」という点については、本法第1条に規定しているとおり、国家及び国民の安全の確保を図るものです。</p>
47	<p>有識者会議では、日本国憲法のいう「日本国民」の「安全」について考えてきたのか。大日本帝国の無謀な侵略戦争の過酷で残虐な破壊・殺傷によって数百万の犠牲者を国内外で出すような主体に二度と日本国民がならないために、政府を縛る日本国憲法に基づけば、国力を高めるために「軍事技術開発に研究者を動員する」ことはあり得ないのではないか。</p>	<p>本法は「軍事技術開発に研究者を動員する」施策を規定するものではありませんし、基本方針及び基本指針にもそのような記載はありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
48	<p>有識者会議の議事要旨から判断すると、経済安保法制を推進する意見のメンバーばかりのようであるが、それでは福島原発事故を招いた官と民の各組織内部の伝統的な効率重視の同調傾向と同じである。福島原発事故では、官と民が原発推進で長年同調してきた結果規制の虜に陥っていたという隠れた脆弱さが、地震・津波によって露わになったと言え、今度は軍事技術において、官と民がそれと同じような轍を踏もうとしているのではないかと危惧している。</p>	<p>有識者会議に加え、意見公募手続等を通じ、様々な意見を聴いております。</p>
49	<p>有識者会議の議事要旨を見るとDARPAを積極的に評価するメンバーからの発言があるが、そのメンバーは、DARPAと実際に関わったことのある研究者なのか。そうであれば、そのメンバーは、DARPAの過去の失敗や撤退の事例も含めての知見を共有してほしい。</p>	<p>御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
50	<p>有識者会議は、議事概要ではなく、発言者名を明記した議事録として公開すべき。</p>	<p>有識者会議については、自由闊達な議論をしていただく観点から発言者名を非公表としていますが、発言内容については詳細な議事要旨を公表しております。</p>
51	<p>発言者を特定できる議事録の公表を行わないのであれば、委員を対象にした経済安全保障法制の「実装」に関するアンケート調査を行いそれを公表するか、各委員からの経済安全保障法制「実装」についての短いコメントを集めて一覧にして公表するか、あるいはそれ以外の方法で、18人の委員の中にこの法制の「実装」に関して慎重な意見及び反対の意見を持つ委員が含まれているということを国民にわかるようにすべき。</p>	<p>有識者会議については、自由闊達な議論をしていただく観点から発言者名を非公表とする一方、発言内容については詳細な議事要旨を公表しております。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
52	<p>経済安全保障に関する意思決定の場に、平和活動、環境活動などのNGOや専門家の知見も入れるべき。</p>	<p>有識者会議の委員のほかにも、この法律に関係する経済活動や研究活動に関わっている方々やこの分野への専門性を有している方々などの意見をお聴きし、適切に考慮してまいりたいと考えています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
53	有識者会議には、政府に近い有識者や産業界だけではなく、労働界・法曹・消費者団体・市民団体・学術会議など各界の識者を補充すべき。	有識者会議の委員のほかにも、この法律に関係する経済活動や研究活動に関わっている方々やこの分野への専門性を有している方々などの意見をお聴きし、適切に考慮してまいりたいと考えています。
54	施行に当たっては、有識者会議その他の方法を活用しながら、多種多様な経済活動の実態を踏まえた多様な意見を反映できる透明性の高い枠組みを整備することを基本方針に明確に位置付けるべき。	基本方針の第2章第3節には、パブリックコメント制度を利用し、広く意見・情報を募集することも記載しています。また、御意見の趣旨も踏まえ、各方面からのヒアリング等も幅広く行う旨の記載を追加しました。
55	施策の実施によっては労働者への影響が懸念されることから、省令・指針などの策定に当たっては、有識者会議等に労働者代表を含めるなど、労働者の意見が反映される場を設置すべき。	御意見の趣旨も踏まえ、基本方針に、各方面からのヒアリング等も幅広く行う旨の記載を追加しました。また、有識者会議の委員のほかにも、この法律に関係する経済活動や研究活動に関わっている方々、この分野への専門性や深い理解を有している方々の意見をお聴きし、適切に考慮してまいりたいと考えています。
56	基本方針第2章第3節に関し、パブリックコメント制度はしばしば、説明もなく意見を聞き置くのみであったり、意見を集めただけのアリバイ作りの制度として誠実な取扱いがなされないことも多くあるので、誠実に実施していただきたい。	意見公募で寄せられた御意見はしっかりと拝見し、こうして考え方を示させていただくとともに、本文の修正を要すれば修正しています。
57	基本方針第2章第3節に「パブリックコメント制度を利用し、広く意見・情報を募集する」とあるが、ただ募集して終わりではなく、どのような意見が出されたのかを明らかにし、それについての政府の見解をきちんと示してほしい。必要であればこの基本方針の修正も行うべきである。	意見公募で寄せられた御意見はしっかりと拝見し、各意見の概要とこれに対する考え方をこうして示させていただくとともに、本文の修正を要すれば修正しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
58	基本方針第2章第3節に関し、パブリックコメントで広く意見を募集することは結構だが、それが効果を発揮するためには、意見募集が行われている事実が広く広報され、何を問われているかが意見募集要項や参考資料から容易に把握でき、意見を提出できるように十分な募集期間が設定され、提出された意見が関係部門により適切に考慮されることが必要である。	パブリックコメントについては、行政手続法に則り、適切に行ってまいります。
59	4月19日の参議院内閣委員会での質疑において、小林担当大臣は、「政省令を策定していく上ではパブリックコメントも活用して、その本当の事業者以外のかかなり幅広い国民の皆様にご意見を伺って、この制度設計を丁寧」と答弁している。パブコメこそ実施されているものの、9月末には閣議決定される見込みとなっており、拙速で「丁寧な制度設計」とは言い難い。閣議決定を延期し、十分な時間をとっての民主的な手続きを求める。	意見公募で寄せられた御意見はしっかりと拝見し、こうして考え方を示させていただくとともに、本文の修正を要すれば修正しています。
60	基本方針第2章第3節に「基本指針及び政省令を定めるに当たっての留意事項」とあるが、政省令以前に十分な国会審議および国会報告がなされるべき。	本法は、衆参合計50時間を超える国会での審議を経て成立しています。
61	基本方針第2章第3節に関し、秘密特許の適用範囲がどのくらいに及ぶのかが気掛かり。これが広すぎると産業振興や科学技術研究を阻害しかねないし、狭すぎると効果がない。必要最小限に留めることが望ましく、その適用範囲をおおよそで良いので公表して欲しい。	本法第5章で規定する「特許出願の非公開」における対象技術分野については、政令で定めることとされており、その内容は公表されます。
62	基本方針第2章第3節で言及されている「保全審査」の対象範囲の決定方法について、「経済活動の自由を不当に阻害することのない」ことを確保するため、審査のプロセスについても具体的な案を示すべきではないか。	保全審査の対象範囲については、法律上、政令で定めることとしており、その前提としてまず、特許出願非公開基本指針の中で「政令で定める技術の分野に関する基本的な事項」を定めることとなります。これらの基本指針及び政令の内容については、意見公募手続に付すとともに、有識者会議に諮ることとなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
63	基本方針第3章第1節で、経済安全保障重点課題検討会議において分析・点検するとされている「重要な産業が直面するリスク」とは、どのように予見可能性があるもので、どのレベルの下請事業者までが対象となるのか、事業者へ直接聴取り等の調査を実施するのかなどを明確に示すべき。	経済安全保障重点課題検討会議は、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、政府内で、国民生活及び経済活動を支える重要な産業が直面するリスクの総点検・評価を行い、判明した脆弱性の解消に向けた取組を検討する場ではありますが、検討するリスクに応じて適切に対象範囲などを検討してまいります。
64	経済安全保障重点課題検討会議の議論は議事録等で公開すべき。また、検討の結果、新たに施策を講ずる必要性が生じた場合には、事前に事業者に対して納得できる説明をすべき。	経済安全保障重点課題検討会議については、開催状況を内閣官房のホームページで公表しています。
65	経済安全保障重点課題検討会議での議論の内容を、逐次、国会に報告する仕組みを作るべき。	政府内における我が国が抱える脆弱性やリスクの分析・検討過程などを逐一公表することは適切ではありませんが、国会で問われれば、適切に説明してまいります。
66	経済安全保障重点課題検討会議の検討は、官僚組織の議論であって、広く国民の声を聴くスタンスはない。かつて総合科学技術・イノベーション会議が主要都市で意見を聴いた事例に学んではどうか。	事業者等の声を聞く方法は様々考えられますが、経済を担う事業者等の実情を知ることが重要と考えています。
67	基本方針第3章第2節に「自律性の確保、優位性ひいては不可欠性の獲得・維持・強化」の実現に向けて必要な取組を推進するという記載があるが、自律性の確保も優位性の獲得・維持・強化も一律に可能とは限らないのではないか。	御指摘のとおり、全ての分野で自律性と優位性を確保することは必ずしも容易ではありませんが、総合的かつ効果的に、自律性の確保と優位性ひいては不可欠性の獲得・維持・強化に取り組んでいく必要があると考えています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
68	<p>基本方針の第3章第2節の脚注で、自律性の確保のための取組の例として重要土地規制法を挙げ、「不適切な利用実態が明らかになった場合には、その不適切な利用行為を規制するための取組」とあるが、何を不適切とするかは行政にゆだねられており、自由な言論活動、市民活動への不当な規制を招く。自由な言論活動を規制しなければ「自律性」が担保できないのでは民主的國家とは呼べない。</p>	<p>「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」が自由な言論活動や市民活動への不当な規制を招くものであるとの御指摘ですが、この意見公募は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく基本方針及び基本指針を対象としております。</p>
69	<p>基本方針第4章(1)に「国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等を踏まえ、不断に取組状況の検証・評価を行うこととし、それに伴う制度の見直しを適時に行う」とあるが、検証、評価、制度見直しの対象がどの範囲に及び、どの程度のものなのかによっては、監視社会、政府への忖度、癒着などの発生源にもなりかねない。</p>	<p>御指摘の部分は、政府の取組状況について、不断に検証・評価を行うことを述べています。諸情勢の変化を踏まえて、現在の取組を不断に検証し、必要があれば制度の見直しを行っていくことは重要と考えます。検証・評価や制度の見直しが「監視社会」や「政府への忖度、癒着」につながるとは考えていません。</p>
70	<p>国際約束を履行するとともに、国内外の動向を継続的に分析し、必要に応じて政策を軌道修正することが重要であると考えます。</p>	<p>国際約束の誠実な履行については、基本方針の第1章第2節(2)で述べており、国内外の動向分析については、御意見も踏まえ、同節(3)に、平時から現場の最新の情報を収集・分析することの重要性に係る記載を追加しました。また、施策の軌道修正については、第4章(1)において、制度等の見直しに言及しています。</p>
71	<p>国家安全保障局及び内閣府の経済安全保障推進部局に必要な情報が集約され、両部局から関係省庁に必要な情報が提供される体制の構築は必要である。こうした司令塔的組織においては、機微な内容を含む情報の集約、提供の機能を担うことから、サイバーセキュリティが一層重要となる。高度化するサイバー攻撃を踏まえた、政府内におけるセキュリティ強化についても述べるべきである。</p>	<p>御意見も踏まえ、基本方針第4章(2)の中で情報保全の観点にも言及することとしました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
72	情報の収集・分析・集約・共有等の能力向上に資する体制の強化について、その一環には特定重要技術調査研究機関の創設も含まれていると推察するが、より具体的に記述すべきである。例えば、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に盛り込まれている官邸に設置される首相直属の科学技術顧問などと連携して、先端技術の進歩の先読みができる体制を構築することが必要である。	特定重要技術調査研究機関は情報の収集・分析等体制の一翼を担うものになると考えておりますが、同機関は本法第4章「特定重要技術の開発支援」の中で定めているものであるため、その在り方については、基本方針ではなく特定重要技術研究開発基本指針の中で記載しています。御意見は今後の施策実施の参考にさせていただきます。
73	サイバーセキュリティは、政府調達におけるセキュリティ技術及び運用体制の義務化、民間調達における税制優遇、補助金等を通じた需要拡大など、積極的な政府関与が必要な領域であり、官製需要創出と規制をセットにした取り組みが必要。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
74	基本方針第4章(2)の「関係行政機関相互の調整が行われるようにすることで」を、主体がわかるように「両部局が主導して関係行政機関相互の調整をすることで」と修正すべき。	御意見を踏まえ、該当箇所を修正しました。
75	基本方針第4章(3)に関し、施行状況について、国会や国民への公表はもとよりであるが、措置の対象者と政府との双方向のコミュニケーションが対等・平等に行われることが担保できるような評価組織が必要。	独立の評価組織の設置は定めていませんが、第1章第2節(3)にも記載のとおり、事業者等とのコミュニケーション・連携は重要と考えており、適切な対応に努めてまいります。
76	内閣府のホームページに経済安全保障関連情報へワンストップでアクセスできるウェブサイトを設け、パブリックコメントや公募情報を含む関連情報を随時掲載すべき。	周知・広報の方法を考える参考とさせていただきます。
77	今後制定される下位法令を含めた経済安全保障推進法に関連する法律の英訳を早期に公開するなど、英語での情報公開・発信を要望する。	周知・広報の方法を考える参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
78	<p>事業者にとっての留意事項は何かがわかる、わかりやすい資料を作成していくべき。条文の説明だけではわかりにくいところがあるので、例えば、事業運営に当たってのチェックポイントのようなものを作る、具体事例の記述などを入れる等の工夫が必要である。</p>	<p>御意見も踏まえ、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
79	<p>基本方針第4章(4)で推進体制の司令塔を国家安全保障局とし、重要事項は国家安全保障会議の審議を経るものとするなど、経済と学術研究を国家安全保障会議(政権)下に置くものである。経済活動や学術研究の自主性を奪う可能性があり、本法自体を廃止すべき。</p>	<p>経済と学術研究を国家安全保障会議の下に置くものではありませんし、経済活動や学術研究の自主性を奪うものでもありません。</p>
80	<p>経済安全保障に関わる情報収集は民間事業者の取組だけでは対処し得ない課題であり、実効性を高めるためにも、第4章(4)に記載のとおり、情報収集や分析機能などに関する体制の強化を確実に推進していくべき。</p>	<p>基本方針基本方針第4章(4)に記載しているとおり、情報の収集、分析等の能力向上に資する体制の強化を進めてまいります。</p>
81	<p>聴取する意見の偏りを避けつつ、より実情に近い意見を吸い上げるという観点から、第4章(4)に、「(対象となる役務に関して日本で事業を展開する外国法人を含む)事業者及び各種経済団体等からの意見や最新情報を平時から収集し、重要事項の決定に役立つ」旨を追加すべき。</p>	<p>御意見も踏まえ、基本方針の第1章第2節(3)に、平時から現場の最新の情報を収集・分析しておくことが重要であり、そうした観点からも、政府は事業者等との間で必要なコミュニケーション・連携を図っていく必要がある旨の記述を追加しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
82	<p>本法や基本方針案には、「経済安全保障」、「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為」、「秘密」、「合理的に必要と認められる限度」、「真に必要な」、「国は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする」の「必要な資金」、「必要な取組」、「外部」など、無定義か範囲が定まらないか曖昧な表現が多く、恣意的な運用が懸念されるので、定義・規定・範囲を明確にすべき。</p>	<p>「経済安全保障」の語はそもそも本法の条文で用いられておらず、「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為」は本法第1条の目的規定で用いられているにとどまります。「秘密」、「必要」などは他の法令でも用いられる一般用語です。「外部」は国外を意味します。いずれも恣意的な運用に結びつくものではありません。</p>
83	<p>「経済安全保障」の定義が示されていないので、明確に示すべき。</p>	<p>そもそも本法の中に「経済安全保障」という語が用いられていないので、本法に基づく基本方針の中でも、特段その言葉の意味について論じていません。</p>
84	<p>「経済安全保障」の定義そのものが曖昧で、将来的に適用範囲を恣意的に広げる可能性が懸念される。各分野の専門家ともっと擦り合わせを行った上で閣議にかけるべきで、早急に違和感を覚える。</p>	<p>そもそも本法の中で「経済安全保障」という語が用いられていないので、その言葉の解釈によって本法の適用範囲が広がるということもありません。</p>
85	<p>経済施策を一体的に講ずることは、かえって安全保障を低下させる。むしろ他国や企業や学术界や国際社会や市民社会も含めて、多元的・多極的・多様な方がよい。そうした視点が欠けている基本方針は危うい。</p>	<p>「経済施策を一体的に講ずる」は、本法で用いられている表現です。各省が行う様々な施策が相互に不整合であったり無用に重複するなどして効果が低減し、あるいは混乱を生ずるといったことがないように、施策の一体性・整合性を確保するものであり、施策の多様性を否定するものではありません。</p>
86	<p>基本方針及び基本指針は本法の重要な内容であり、国会で審議すべきである。枠組みだけを決め、肝心な部分を政府に白紙委任することは、国会や議会制民主主義を著しく軽視するものである。法律をいったん廃止し、再度作り直すべきだが、せめてこの基本方針や基本指針については、今後国会で審議し、その上で閣議決定するべきである。</p>	<p>国会で審議されて成立した法律の定める手続に従って、この基本方針及び基本指針を策定しています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
87	<p>安全保障と声高に言いながら執拗に危機を煽り、軍事的な動きが進んでおり、内閣の暴走を感じる。市民に対する監視体制を強め、情報を集める動きが強化されていることを感じる。権力が内閣府や内閣総理大臣に集められていることにも不安を覚える。市民の声は、戦前の歩みをなぞるような政府の動きに警鐘を鳴らしているのだと思う。多様な意見を募り、審議を繰り返すことで、内容を実らせ、誤りを修正できる。丁寧な検討で確かな道を進むために、閉鎖的で独裁的なあり方を取り止めることを求める。</p>	<p>基本方針の第2章第3節に記載しているとおり、有識者会議や各方面からのヒアリング等を通じ、多様な意見を適切に考慮して施策に活かしてまいります。なお、本法は、御指摘のような「市民に対する監視体制を強め」る制度ではありません。</p>
88	<p>閣議決定ではなく、国会で議論をしてほしい。論点を一般の国民にもわかるように示してほしい。</p>	<p>法律の定める手続に従って、この基本方針及び基本指針を策定しています。本法の国会審議は衆参合計50時間を超え、その中で様々な論点についての議論がなされています。</p>
89	<p>安定供給確保基本指針の「基本的な考え方」には危機感を煽っていると思えない表現が目につく。どういうエビデンス(ファクト)に基づいてこのような「課題の顕在化」「必要性の増大」があるとしているのか、(国会の審議においても)不明である。情緒的に危機感を煽ることは、まさに国家百年の大計を誤る。</p>	<p>御意見は、安定供給確保基本指針の「はじめに」の記述を指していると思われますが、昨今発生した重要な物資においてサプライチェーン上の脆弱性が顕在化した事例については、「経済安全保障法制に関する有識者会議」の資料等において紹介させていただいております。</p>
90	<p>コロナ対応によるマスクや薬剤不足、ウクライナ問題の経済制裁による世界的なエネルギー不足でサプライチェーンの見直しが検討されるようになったが、それを殊更言い立てることで、これまで友好的に供給を得てきた物資を突然変更する対応は、相手国との関係を緊張関係に陥れることになりかねない。このような問題には、医療政策やエネルギー政策の見直しで対応すべきであり、経済安全保障施策として小手先で対応すべき問題ではない。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、御指摘の「これまで友好的に供給を得てきた物資を突然変更する対応」を目指すものではありません。国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。</p>
91	<p>最大貿易相手国である中国を「外部」として排除することは事実上不可能である。自由競争によらない経済的排除は、軍事的対立を招きかねない極めて危険な政策である。再検討すべき。</p>	<p>本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、特定の国を念頭に置いたものではなく、「自由競争によらない経済的排除」でもありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
92	安全保障というなら、戦争を起こさず、食糧輸入の安定を確保するために、平和外交の重視を明記すべき。	基本方針及び基本指針の中に、戦争を起こすような要素はありません。本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、サプライチェーンの強靱化を図ろうとする民間事業者による取組を支援するなどして、国民の生活に必要な不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している重要な物資及びその原材料等の安定的な供給を確保する制度です。
93	安定供給確保基本指針の基本的な考え方として、民間事業者の自主性を重視し、自由な経済活動の維持と民間事業者への過度な負担とならないよう、政府の関与は必要最小限とし、規範的圧力や規範的措置などがとられないよう留意すべき。	本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、事業者の経済活動を規制するものではなく、サプライチェーンの強靱化を図ろうとする民間事業者等による取組を支援する制度であり、安定供給確保基本方針の第1章第1節でも、「民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、サプライチェーンの強靱化を後押ししていくことが重要」としているところです。
94	グローバルサプライチェーンを維持するための連携は、国内事業者のみならず同志国・地域の事業者を含め国際連携を検討すべきである。	基本方針の第1章第2節(2)で述べているとおり、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同盟国・同志国との協力の拡大・深化を図ることは重要と考えています。
95	国際法に基づき本法及び関連施策を施行することを期待する。価値観を共有する同志国・地域との国際連携を通じて、包括的なサプライチェーンの強靱化をさらに推進することが重要である。	基本方針の第1章第2節(2)に「我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意することは当然である」としていますが、さらに安定供給確保基本指針の第8章第1節でも我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行について言及しているところです。また、基本方針の第1章第2節(2)で、「基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同盟国・同志国との協力の拡大・深化を図ることも重要である」の記載を加えました。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
96	<p>半導体については量の確保に対する議論だけでなく、セキュリティ要件が実装されている半導体の開発や製造など、機能や質にも目を向けるべきではないか。重要インフラを制御するソフトウェアに脆弱性が内在する可能性も否定できない。ここでも機能や質の議論が必要と考える。例えば製品の運用過程でも脆弱性が発見され次第、的確かつ安全にアップデートできる仕組みづくりが不可欠である。いまやソフトウェアとしてオープンソースが使用されることが当たり前になってきている。そのためコミュニティ等との連携などオープンソースの扱いについても配慮が必要だと思われる。</p>	<p>安定供給確保に当たり機能や質にも留意すべきとの御指摘は重要であると考えており、御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
97	<p>色々報道等を見てきたが、これを推進する意味がわからない。経団連の話だと、規制は最低限に、基準を示してほしいと述べていた。ロシアの戦争を受けて各国が取り組んでいるというが、サハリン2を三菱は継続する事が決まったと報じているが、安価なエネルギーや原料を中国やロシアに頼らねばならない現状をどうするのだろうか。</p>	<p>具体的にどのような物資が特定重要物資に該当するかは現時点で予断をもってお答えすることはできませんが、本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度は、重要な物資の供給を外部に過度に依存することにより、供給途絶が生じた場合に国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがあることから、重要な物資の安定供給確保を図るための措置を講ずることとしているものです。</p>
98	<p>特定重要物資の所管大臣が複数にまたがる場合は、主管及び責任の所在を明確にすべきである。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第1章第2節において、物資所管大臣が複数にまたがる等の場合は、特に緊密な連携協力を図るよう留意する旨を記載しており、当該趣旨を踏まえ、物資所管大臣が複数にまたがる場合には、相互の協力・連携が適切になされるよう、必要な対応を行ってまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
99	<p>安定供給確保基本指針第1章第3節に「適切な情報提供等を図ることを通じ、サプライチェーンに係る情報の収集に関し、民間事業者等からの必要な協力が得られるよう」とあるが、特定の民間事業者との不当な癒着になりかねない危険性を感じる。「適切な情報提供」というときの情報とは、広く公知されるべき情報ではないのか。政府が特定事業者に情報を提供することと引き換えに、情報提供を受けた事業者が企業秘密的な情報を政府に渡すという不明朗な癒着関係となっていくことが強く懸念される。</p>	<p>安定供給確保基本指針第1章第3節の御指摘の記述は、サプライチェーン調査への協力が得られるよう、本法の施行状況への理解醸成を図るための積極的な発信を図る旨を記載したものであり、特定の事業者に限定した情報発信を企図しているものではありません。</p>
100	<p>安定供給確保基本指針第1章第3節につき、聴取する意見の偏りを避けつつ、より実情に近い意見を吸い上げるという観点から、(対象となる業務に関して日本で事業を展開する外国法人を含む)民間事業者及び各種経済団体等からの意見聴取を平時から行う旨追加いただきたい。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第8章第3節(1)では、特定重要物資を指定する際には有識者の意見を参照し、下位法令の制定に当たっては、意見公募手続を利用して広く関係者の意見を公募する旨を記載しています。また、基本方針の第2章第3節にもあるとおり、各方面からのヒアリング等も幅広く行いつつ、多様な意見を適切に考慮して施策に活かすこととしてまいります。</p>
101	<p>安定供給確保基本指針第2章第1節に関し、公正取引委員会との連携やその意見を取り入れることは、適正な競争を維持する上で不可欠である。認定事業者が市場で不当に有利になることがないよう、また同様に国内外の事業者が等しく公平に扱われるよう、日本政府が公平性の維持と適正な市場環境の確保に努めることを期待する。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第2章第1節に、民間事業者等による安定供給確保の取組を後押しするため、「市場環境の整備、国際的な連携の推進に必要な措置を検討する」旨を記載しており、こうした記載の趣旨も踏まえ、特定重要物資の安定的な供給の確保に必要な措置の検討を進めてまいります。</p>
102	<p>安定供給確保基本指針第2章第1節で「助成金による支援、金融支援…等を通じて」民間事業者に取組を促すとする一方、同章第2節で「民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求める」としているが、支援が欲しいから調査に協力する、調査に協力しなければ、支援が得られないという誘導にならないか。公平な支援が担保されるか、偏りのない調査になり得るのか疑問と懸念が膨らむ。</p>	<p>調査への回答を支援の条件とすることはありません。本制度の運用に当たっては、客観性・公平性の確保に配慮してまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
103	<p>安定供給確保の取組に当たっては、安定供給確保基本指針第2章第1節に記載のとおり、国内の生産基盤の整備、供給源の多様化、物資の備蓄、生産技術開発、代替物資開発など、事業者の多様な取組を支援する枠組みとすべきである。また、民間事業者への支援措置のみでは安定供給確保が困難な場合は、政府が先頭に立って、特定重要物資に係る国際連携や海外からの調達、備蓄などに取り組むべきである。</p>	<p>安定供給確保基本指針第2章第1節において、御指摘のような様々な取組のうち、安定供給確保のために有効な取組に対して必要な支援を講じていくこととしており、物資ごとの特性に応じ、効果が高い取組を適切に支援してまいります。また、同基本指針の第7章に記載しているとおり、民間事業者等による取組に対する支援では特定重要物資等の安定供給確保が困難と認められる場合には、本法第44条により国として必要な措置を自ら実施することを検討することにしていきます。</p>
104	<p>複雑なサプライチェーンの把握なしに支援策を進めると、経済活動の合理性を損なうのみならず、国費のばらまきにつながる。その際、デジタル・AI技術を積極的に活用することで作業の効率化につながるため、サプライチェーン把握のための調査は、国と企業のデジタル変革(DX)と合わせて進めることを追記すべきである。</p>	<p>御意見も踏まえ、安定供給確保基本指針の第2章第2節に、デジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえる旨の記述を追加しました。</p>
105	<p>サプライチェーンを把握するための調査は、本法第48条では「必要な限度において」実施することができることとされており、安定供給確保基本指針第2章第2節では「一定の限界があることにも留意」する旨が記載されているが、例えばここに「通常の商習慣を超えた過剰な要求をすることがないよう留意しつつ」といった具体的な留意事項を追記してほしい。</p>	<p>事業者の御懸念も踏まえて、安定供給確保基本指針第2章第2節では、「民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ」、「民間事業者等の理解を得て」などと記載していたところですが、趣旨を更に明確にするため、「事業者の過度な負担とならないよう」との文言を追加しました。調査の実施に当たっては、事業者の協力が得られるよう、適切に運用を図ってまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
106	安定供給確保基本指針第2章第2節に関し、民間事業者からのサプライチェーン情報の収集の対象を絞り、調査の内容の事前説明を丁寧に行うという考え方には賛成する。調査の実施に当たっては、調査に応じる民間事業者への負担が過度に大きくならないようにしてほしい。	事業者の御懸念も踏まえて、安定供給確保基本指針第2章第2節では、調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むことや、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする旨などを記載しておりますが趣旨を更に明確にするため、「事業者の過度な負担とならないよう」との文言を追加しました。いただいた御意見も踏まえつつ、調査の実施に当たっては、事業者の協力が得られるよう、適切に運用を図ってまいります。
107	サプライチェーンを把握するための調査をとりまとめた結果は、法律に違反しない範囲で、関係省庁や調査に協力した者にも共有すべき。	安定供給確保基本指針第1章第2節において、関係行政機関が相互に協力することを記載するとともに、同章第3節では、民間事業者等への必要な情報提供及び周知・広報を行うことを記載しています。重要な物資のサプライチェーンを把握するための調査の結果についても、本法第93条で公務員に課される守秘義務の趣旨を踏まえつつ、いただいた御意見も踏まえ、適切に活用してまいります。
108	サプライチェーンの調査によって得られた情報については、所管省庁において厳格に情報管理されることが担保されるべき。	本法第48条第1項の調査については、企業にとって競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることに鑑み、その調査事務に関して知り得た秘密を漏らしたり盗用した場合につき、国家公務員法の守秘義務違反の法定刑を上回る最大懲役2年の罰則が定められているところであり、この趣旨に則って厳格な管理に努めてまいります。なお、安定供給確保基本指針の第2章第2節に、調査を通じて政府が把握する情報には企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、適切な情報管理のための措置を講ずる旨の記載を追加しました。
109	安定供給確保基本指針第2章第2節に「公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用」とあるが、そうした統計に信頼性がなければ始まらない。統計情報における不正や誤りがないように、公開される統計情報の意義を統計を扱う担当者自身がよく認識して体制を立て直すのがまず喫緊の課題である。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
110	調査・情報収集と事実関係の把握の重要性を念頭に、正確な情報・エビデンスに基づいた判断がなされることを期待する。	そのように努めてまいります。
111	特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定や、物資所管大臣による事業者へのサプライチェーン調査等は、あくまで必要最小限にとどめることを明記すべきである。あくまでも民間事業者による取組が主であるため、事業者の自発性に基づく計画等への支援を中心とするべきであり、それ以外の措置、つまり行政裁量が大きく民間に不合理な負担を強いることにもなりかねない措置は必要最小限にとどめるべきである。	事業者の御懸念も踏まえて、安定供給確保基本指針第2章第2節では、調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むことや、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする旨などを記載していたところですが、趣旨を更に明確にするため、「事業者の過度な負担とならないよう」という文言を追加しました。また、本法第44条の特別の対策については、そもそも法律上、民間事業者の取組を支援するだけでは当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるときに限定されています。
112	「国民の生存に必要不可欠」といえば食料である。生存上の必要性の観点から、他国とともにどのように供給していくのか、備蓄や対策はどうするのかについて、現在の分析も含め、将来に向けて必要な政策を検討すべき。	具体的にどのような物資が特定重要物資に該当するかは予断をもってお答えすることはできませんが、いただいた御意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
113	「国民の生存に必要不可欠」といえば、食料の次にエネルギーであり、どのようなエネルギーが、どの地域で、いつ、どのような規模で必要不可欠であるかを検討していくべき。	具体的にどのような物資が特定重要物資に該当するかは予断をもってお答えすることはできませんが、いただいた御意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
114	「プログラム」とは具体的に何を指すのか。特に多義的な用語であり、例を示してほしい。	本法の「物資」という語には、あらゆる産業がその部素材としてソフトウェアを利用している状況であることを踏まえ、通常含まれる有体物に加え、プログラムを含むことを条文上明示しています(第7条第1項)。この「プログラム」とは、他法令と同様、「電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの」等と同等のものを指しています。御指摘のとおり、様々なタイプのプログラムがあるところ、予断を与えることにつながるため、この場で具体例をお示しすることは困難です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
115	<p>安定供給確保基本指針第3章第1節に「当該要件への該当性を評価する際には、例えば統計情報も活用するなど」とあるが、ここ数年来、政府機関による統計不正は多々指摘されている。特定重要物資の指定に当たっての公正性の担保がいかにも弱い。法の施行を延期し、特定重要物資の指定に当たっての公正性の担保の仕組みを改めて国会で議論し直すべきである。</p>	<p>本法は、衆参合計50時間を超える審議を経て成立しています。もとより特定重要物資の指定に当たっては、安定供給確保基本指針第3章第1節に記載のとおり、可能な限り客観性及び公平性を確保し、適切な選定に努めてまいります。</p>
116	<p>安全保障を言うのであれば、まずは食料とエネルギーについてどうするのかを明確に打ち出すべき。</p>	<p>本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度において、具体的にどのような物資を特定重要物資に指定するかは予断をもってお答えすることはできませんが、いただいた御意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。</p>
117	<p>特定重要物資の指定に際しては、情報開示、透明性の維持、そして利害関係者の意見を取り入れる機会を設けることが不可欠。</p>	<p>基本方針の第2章第3節で、支援の対象等の基本的事項について定める下位法令を制定するに当たっては、パブリックコメント制度を利用して広く意見・情報を募集するとともに、有識者会議の意見を聴くこととしていますが、御意見も踏まえ、ここに、各方面からのヒアリング等も幅広く行いつつ多様な意見を適切に考慮して施策に活かす旨の記述を加えました。また、安定供給確保基本指針の第8章第3節(1)でもこのことに言及しております。有識者会議やヒアリング等を通じ、様々な分野の知見を有する方の意見を適切に聴いてまいります。</p>
118	<p>安定供給確保基本指針第3章第1節で、特定重要物資の指定に当たっては、「4つの要件を全て満たしたものに絞り込んで適切に指定する」としているが、特に「外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性」、「本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性」は、政策的・政治的判断によるところが大きく、時の政権の恣意に流れやすい。特定重要物資の指定に関しては、国民への説明責任を果たすため、少なくとも国会での説明と質疑を要件とすべきである。</p>	<p>特定重要物資の指定は、法律で定められた手順に従って行います。また、4つの要件については、安定供給確保基本指針第3章第2節から第5節までの中で具体的に整理しています。なお、指定に当たっては、基本方針にあるとおり、パブリックコメント制度を利用して広く意見・情報を募集するとともに、有識者会議の開催や各方面からのヒアリング等を通じて意見を十分に聴き、多様な意見を適切に考慮してまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
119	<p>最近の米中関係や台湾・尖閣諸島の問題から、中国からの調達リスクが高まっている。そうした中、日本への輸入依存度の高い鉱物は簡単に代替化できるものでもなく、広く産業への影響があるものと考えている。重要物資として対象品目が指定されることと思うが、コークス、マグネシウム、シリコン、マンガン、タングステン、ミッシュメタル、カルシウムシリコン、硫化鉄、なども対象に入れてほしい。</p>	<p>具体的にどのような物資を特定重要物資として指定することになるかは現時点で予断をもってお答えすることはできませんが、安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、適切な特定重要物資の選定に努めてまいります。なお、本法の制度は特定の国を念頭においたものではありません。</p>
120	<p>特定重要物資の指定に当たっては、安定供給確保基本指針第3章に記載の4つの要件で示されるとおり、国民の生存に必要不可欠かつ、国民生活・経済活動に多大な影響を及ぼす重要物資のうち、外部からの行為などによって供給が途絶した場合、国家及び国民の安全を損なうリスクが極めて高い物資に限定すべきである。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第3章第2節から第5節までに記載している4要件は、本法第7条で定められている要件を具体的に整理したものであり、特定重要物資として指定する物資はこの4つの要件を全て満たすものに限定される旨、同章第1節に記載しているところです。今後適切に運用を図ってまいります。</p>
121	<p>「プログラム」(ソフトウェア)などの無形財も物資として触れているが、基本的に有形財物資中心に構成されているように感じる。昨今は、技術開発を行う上で、我が国もOSSに関する議論(SBOM管理、ソフトウェアサプライチェーンの観点など)が必要。また、OSSを活用した応用技術の研究開発においてはOSSコミュニティの積極的活用も必要。5月に米国を主導としたOpenSSF、OpenChainなどのコミュニティと企業が連携し、OSSのセキュリティ強化に向けた活動やSBOMの普及を開始しており、国際的な標準基準になる可能性が高く、官民連携のスキームで我が国のサイバーセキュリティ政策を進めるべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、本法の「物資」という語には、あらゆる産業がその部素材としてソフトウェアを利用している状況であることを踏まえ、通常含まれる有体物に加え、プログラムを含むことを条文上明示しています(第7条第1項)。どのような物資を特定重要物資として指定するかは現時点で予断できませんが、御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
122	<p>「国民の生存に必要不可欠」、「広く国民生活若しくは経済活動が依拠」という指標に具体性がない。何が該当するのかを例示すべき。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第3章第2節において、どのようなものが「国民の生存に必要不可欠」な物資に該当するのかについての具体的な解釈をお示しており、当該解釈を踏まえつつ、今後、本法の運用を適切に行ってまいります。また、同章第1節において、特定重要物資の指定に当たっては、例えば統計情報も活用するなど、可能な限り客観性及び公平性を確保し、適切に指定されるよう留意するものとする旨を示しております。なお、政令の閣議決定に先立って基本指針の中で特定重要物資を例示することは、具体的な物資の指定に予断を与えるものであり、適当ではないと考えます。</p>
123	<p>安定供給確保基本指針の中で「外部に過度に依存」との表現が繰り返し使われているが、この「外部」とは何を指すのか、明確な定義を示すべき。</p>	<p>本法における「外部」とは、国外の主体を想定しています。</p>
124	<p>重要先端技術の進歩の先読みは、特定重要物資の指定においても同様に重要。たとえ現時点で4要件を全て満たしていなくても、将来技術の開発に必要な物資（例えば、量子コンピューターの稼働に必要なヘリウム3、ヘリウム4）の確保にも配慮することが必要。また、将来技術の開発に必要な物資も、このような将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる対象に含めるべきである。</p>	<p>特定重要物資の指定に当たっては4つの要件全てに該当することが必要となりますが、要件のうち「外部に過度に依存するおそれ」を判断する際には、現在我が国が外部に依存していない物資であっても、技術革新等によって、従来と全く異なる生産方式・技術等が導入され、又は新たな原材料等が必要となるなど、将来的にサプライチェーンが根本的に変化し、その結果として外部に過度に依存せざるを得なくなる場合についても考慮することとしております。なお、具体的にどのような物資が特定重要物資に該当するかは予断をもってお答えすることはできませんが、安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
125	<p>「外部から行われる行為」について、4月14日の参議院内閣委員会において政府参考人が「我が国がその供給を外部に依存している物資につきまして、大規模な自然災害等を契機といたしまして当該輸出国において輸出制限等の行為が行われる、あるいはパンデミックの発生等により超過需要が生じ輸出制限等の行為が行われるなどの事態につきましては、外部から行われる行為によりまして国家及び国民の安全を損なう事態に該当し得る」と説明しているが、この点が今回の基本指針案では反映されておらず、外部依存性について不当に狭く解釈せざるを得ない表現となっているため、政府答弁で示された内容を含め、正しく解釈できる表現とすべき。</p>	<p>法案審議時の国会答弁で申し上げた御指摘の例示は、輸出国による輸出制限等の行為が介在するケースであり、「外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態」(本法第7条第1項)に該当し得ることは文言上明らかであることから安定供給確保基本指針の中では記載していませんが、「外部から行われる行為」について法案審議時の答弁における解釈を変えるものではありません。</p>
126	<p>「外部に過度に依存することによるリスク」の外部とは同盟国・同志国以外を指すようだが、敵対関係をあおるのではなく、全方位の平和外交によって重要物資の安定供給を図るべき。</p>	<p>「外部」とは、特定の国を念頭に置いたものではなく、この制度は、敵対関係をあおろうとする制度でもありません。本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。</p>
127	<p>将来的なリスクへの備えに関しては、同志国・地域からの情報収集や意見交換をした上で、正確で客観的なデータに基づいて判断されることを期待する。</p>	<p>常に内外の正確な情報を把握することは、安定供給確保の施策を的確に実施する上で重要と考えています。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
128	<p>物資の生産に関わるもの全てを支援対象とするのではなく、重点的な選定を行い、戦略的な施策が講じられることを期待する。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第3章第5節において、重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性という3つの要件に加え、「本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行うものとする」とし、その際考慮する要素の一つとして「安定供給確保のための措置を講ずることの優先度が高く、特にその必要性が認められる場合」を挙げているところであり、適切に運用を図ってまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
129	<p>安定供給確保基本指針第3章第6節に、安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資については、必要性の有無等を慎重に検討した上で指定を解除するとあるが、指定解除が唐突に行われると予見可能性が損なわれるので、例えば、「当該特定重要物資の認定供給確保事業者が存在する場合は、事前に当該事業者意見に意見を聞くこと」などと追記してほしい。</p>	<p>現に認定供給確保事業者が認定供給確保計画に基づく取組を続けている中で特定重要物資の指定の解除を検討する場合には、当然、当該事業者の意見を聴くこととなります。なお、特定重要物資の指定解除は政令の改正によって行うこととなるため、安定供給確保基本指針第8章第3節に記載のとおり、意見公募手続も行います。</p>
130	<p>既存施策(特に補助金・助成金施策)との重複を見直し、必要に応じて修正又は廃止も検討すべきである。</p>	<p>安定供給確保基本指針の第3章第5節①において、「本制度による措置が他制度による措置と重複する場合には、措置が重複する部分に関し、本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性が小さいと判断される」と記載しているほか、同章第1節の中で、「指定に当たっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点にも留意する」と記載しています。</p>
131	<p>安定供給確保取組方針の策定に際しては、明確な基準を示すとともに、策定プロセス全体を通して透明性、明瞭性及び公平性が確保されることを期待する。</p>	<p>御意見も踏まえ、安定供給確保基本指針の第4章第1節に、安定供給確保取組方針の策定に当たっては、「民間事業者、業界団体その他の関係者の意見を十分考慮し、基準を可能な限り明確に示すとともに、客観性・公平性や透明性が可能な限り確保されるよう」十分留意する旨の記載を追加しました。</p>
132	<p>供給確保計画の認定に当たっては、複数事業者が対象になることに十分留意すべきであることを明記すべきである。サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で多数のプレイヤーにより形成されてきたこと、経済安全保障の趣旨に立ち返った場合サプライチェーンの脆弱性を回避する必要があること等を踏まえるべきである。</p>	<p>供給確保計画の認定は、単一・複数事業者のいずれも対象となり得るものですが(本法第9条第2項)、それぞれの取組に応じた計画が策定され、必要な範囲で認定が得られるようにすることが適当であり、安定供給確保基本指針では、複数事業者を殊更に強調する記載はなじまないと考えています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
133	安定供給確保基本指針第5章の「特定重要物資の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達円滑化の基本的な方向に関する事項」において、近年公的資料の改竄・隠ぺいが横行していることに鑑み、情報公開に言及すべきではないか。	情報公開については、本制度に特化したものではなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律で定められ、これに従って行うものであるため、安定供給確保基本指針の中では特段言及していません。
134	安定供給確保支援法人と安定供給確保支援独立行政法人について、ほぼ同様の役割を果たすと思われるが、異なる二つの主体をどのように使い分けるのか。	安定供給確保支援業務を行う独立行政法人又は安定供給確保支援法人は、特定重要物資の特性等に対する知見が求められることから、所管大臣が独立行政法人が有する知見や体制等に鑑み、独立行政法人による支援が効果的と判断すれば独立行政法人を指定することとなり、独立行政法人が指定されない場合には、安定供給確保支援法人を指定することになると考えています。
135	支援対象は「物資」に限られているが、安定供給の確保に当たっては輸送網の確保が必要である。安定供給確保基本指針第7章に記載されている特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資に対してのみならず、全ての「物資」に対し輸送手段の確保や輸送事業者への支援を検討すべき。	本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度による安定供給確保の対象は、法律上、重要な物資及びその原材料等と明記されており、輸送網の確保に対する支援は本制度の対象となっていません。
136	重要物資を扱う事業者と官の間で、事業者の官への癒着、忖度、官からのデータ漏洩などをチェックする規制委員会のようなシステムが不可欠。官から民への天下りによる事業者の支配を防ぐシステムも不可欠。	公務の公正については、国家公務員法、国家公務員倫理法等の規律を通してこれを保持してまいります。
137	安定供給確保基本指針第8章第3節に「個別の下位法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法に基づく意見公募手続を利用し」とあるが、実際には下位法令が詳細を規定するため、下位法令に関する意見募集は重要であり、可能な限り最大限に行うべき。	特定重要物資の指定政令を含む下位法令の制定に当たっては、行政手続法の規定に従い、必要な意見公募手続を行ってまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
138	適宜、意見募集や関係者との意見交換の機会を設けるなどして、施行の過程において利害関係者が参加し意見を述べる機会が、可能な限り多く確保されることを期待する。	特定重要物資を指定する政令を含む下位法令の制定に当たっては、行政手続法上、原則として意見公募手続を行う必要があるほか、基本方針の第2章第3節において、支援及び規制の対象等の基本的事項について定める下位法令を制定するに当たっては、有識者会議の意見を聴くこととしていますが、さらに、御意見も踏まえ、ここに、各方面のヒアリング等も幅広く行いつつ多様な意見を適切に考慮して施策に活かす旨の記述を加えました。
139	特定重要物資の指定や安定供給確保取組方針の策定に当たっては、有識者会議その他の種々の方法を活用しながら、多種多様な経済活動の実態を踏まえた多様な意見を反映できる、透明性の高い枠組みを整備し、意見を反映することを明確に位置付けるべきである。	特定重要物資を指定する政令を含む下位法令の制定に当たっては、行政手続法上、原則として意見公募手続を行う必要があるほか、基本方針の第2章第3節において、支援及び規制の対象等の基本的事項について定める下位法令を制定するに当たっては、有識者会議の意見を聴くこととしていますが、さらに、御意見も踏まえ、ここに、各方面のヒアリング等も幅広く行いつつ多様な意見を適切に考慮して施策に活かす旨の記述を加えました。
140	安定供給確保基本指針第8章第3節(1)「関係者の意見の適切な考慮等」の部分に、公募した意見を重要事項の決定に可能な限り役立てる旨記述すべき。	基本方針の第2章第3節において、支援及び規制の対象等の基本的事項について定める下位法令を制定するに当たっては、有識者会議の意見を聴くとともに、各方面からのヒアリング等も行い、これらの意見を適切に考慮して施策に活かす旨を記載しています。
141	安定供給確保基本指針に関し、関係事業者から設備や設備投資に関わる事業計画書等を事前に提出させるものとなっているが、営業の秘密やノウハウなどが国家によって把握され、経営の非効率化を生じさせ、国家による管理統制が強まることが予想される。こうしたやり方に反対する。	「関係事業者から設備や設備投資に関わる事業計画書等を事前に提出させるものとなっている」との御指摘ですが、本法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度において、事業者が事業計画書等の提出を強いということはありません。本制度は、特定重要物資の安定供給確保に取り組もうとする事業者が、その取組の内容を「供給確保計画」という形で作成して国の認定を申請し、認定された場合には国がその取組を支援するというものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
142	<p>アカデミア等からのボトムアップで新興技術が生まれてきていることの認識は大事だが、非常に貧しい研究費の中で先端技術の種が生まれているのだから、成果を刈り取るだけではなく、ボトムを形成するアカデミアが充実する政策が不可欠。本法では成果の刈り取りのために5,000億円の基金を創設することになっているが、これではボトムでの予算はさらに縮小されることになり、研究力はますます低下してしまう。安易な技術政策は中止すべき。</p>	<p>「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、多様で卓越した知を生み出す基礎研究・学術研究の振興とともに、研究者が腰を据えて研究に専念しながら、多様な主体との知の交流を通じ、独創的な成果を創出する創発的な研究の推進強化が掲げられており、同基本計画を踏まえ、政府全体で研究環境の向上や基礎研究の振興に努めることとしています。</p>
143	<p>特定重要技術研究開発基本指針について、「近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている」(同基本指針の「はじめに」)、「主要国は…安全保障上の脅威等への有効な対応策として、先端技術の研究開発・活用を強力に推進」(同)という認識の下で、国家間競争としての対策を講じようとしているように見受けられる。この考え方では「世界が直面する様々な課題」(同基本指針第1章第1節)を国際的な開かれた協調で解決していく方向にはならず、危うい。</p>	<p>特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることで、他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことは、国民生活の向上につながるのと同時に、世界が直面する様々な課題への積極的な貢献等にもつながるものであると考えています。</p>
144	<p>特定重要技術研究開発基本指針の「はじめに」にある「官民連携を通じた伴走支援のための協議会の組織、指定基金協議会の組織等による強力な支援、調査研究業務の委託を整備しており、こうした枠組みを通じて、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を図る」という表現は、研究者が軍事に囲い込まれていくという懸念を裏打ちするものではない。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありませんし、研究者を軍事に囲い込むためのものでもありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
145	<p>特定重要技術研究開発基本指針案は、「はじめに」において、科学技術を「国家間の覇権争いの中核を占めている」と捉え、主要国は「安全保障上の脅威等への有効な対応策として、先端技術の研究開発・活用を強力に推進」しているとし、日本も「諸外国と伍する形で」「安全保障を確保するための経済施策の一つ」として、「特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を図る」としているが、その考え方自体が根本的に誤っている。科学・技術を覇権争いの具とするような考え方は、「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言)に示されている世界の科学者の総意に相容れない。日本の安全は世界最先端の軍事力・科学技術力によって守られるという考え方は誤りであり愚かである。中国を「仮想敵国」扱いし、中国に機微な情報が漏れないことを最重要課題とし、20もの分野を「特定重要技術」として研究の自由や公開性を制限する施策を取ることは、科学・技術の発展を通して世界の人々の幸福と平和に貢献するというこれまでの日本の考え方、そしてブダペスト宣言の考え方とも相容れず、日本の科学・技術の発展自体をも阻害するものである。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることで、他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことが、国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題への貢献等を通じて、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことで、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していくことにつながるという観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありませんし、軍事力を強化するためのものでも、特定国を念頭に置いたものでもありません。また、特定重要技術に該当するからといって、その研究開発に規制がかかるというものでもありません。</p>
146	<p>特定重要技術研究開発基本指針の「はじめに」に、「AI、量子等の新興技術の研究開発は、アカデミアやスタートアップ企業を含めた多様な主体がボトムアップで推進しており、先端技術の研究開発を担う主体に変化が生じている。このような中、先端技術の研究開発を効果的に推進するためには、積極支援するための新たな枠組み作りが有効であり、先端的な重要技術について、諸外国と伍する形で研究開発を進めるための制度を整備する必要が生じている。」とあるが、同基本指針案全体をみても、アカデミアやスタートアップの支援として、いかなる趣旨で「新たな枠組み」なのか、特に「ボトムアップ」と「積極支援」との関係についての説明がはっきりしない。問題意識と解決方法につき、総括的な説明が必要ではないか。</p>	<p>本法及び特定重要技術研究開発基本指針における「新たな枠組み」とは、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指し、アカデミアやスタートアップ企業を含めた多様な主体がボトムアップで推進している先端的な重要技術の研究開発を、協議会を通じて、潜在的な社会実装の担い手として想定される政府機関や民間企業等による、各組織や産学官の枠を超えた伴走支援により、社会実装に向けて推進していくことを示しています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
147	<p>中・長期的視野に立ち、我が国の国際社会における確固たる地位を確保し続けるという姿勢は極めて重要であり、そのために国の施策として特定重要技術を定め、それらの技術に対して研究促進を図ることには全面的に賛同できる。</p>	<p>賛同の御意見として受け止めます。御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
148	<p>特定重要技術研究開発基本指針案は、日本が先端的な重要技術について優れた研究実績があり、今後も期待されるといいう見通しで作られているように読めるが、理学系論文で日本は一昨年世界10位、昨年は12位。1位は一昨年、昨年とも中国で、2位のアメリカとの差が広がり、国際的影響力が増している。日本の研究力がこのように衰退した原因を探らずこれまでと同じ方策で中国敵視を疑わせる政策を続ければ日本の研究開発能力は一層衰退し、先進国から脱落する。安全保障のためにもこのような基本指針は撤回すべき。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることで、他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことであり、ひいては国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題への貢献等を通じて、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことです。この趣旨を踏まえ、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、政府全体として、本法の枠組みを有効活用し、官民の協力の下、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用に向けて取組を進めてまいります。</p>
149	<p>先端技術の研究促進と成果の社会実装について、特定重要技術に指定されることでその研究や社会実装のプロセスにおける不確定要素が加わることにより、国際的な競争における優位性を損なうようなケースを懸念する。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度は、特定重要技術を政省令等で「指定」するものではなく、また、特定重要技術に該当するからといって、その研究開発に規制がかかるというものでもありません。</p>
150	<p>特定重要技術に指定された分野の研究開発だけが優遇され、他の分野がおろそかにならないよう、科学技術全般の振興という観点で、特定重要技術に関する施策を柔軟に運用できる仕組みを作してほしい。</p>	<p>特定重要技術の対象について、新たな技術シーズやニーズの出現、国際情勢等を通じて常に変遷し得るものであることから、専門家や関係行政機関等の意見も踏まえつつ、不断に見直していくことを考えています。</p>
151	<p>社会実装までを含めた実施計画と進捗管理をお願いしたい。</p>	<p>協議会において、社会実装のイメージや研究開発の進め方を議論・共有することとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
152	<p>特定重要技術研究開発基本指針は、「国際社会において確固たる地位を確保し」、「他国に優位する」(第1章第1節)と、ナショナリズムを鼓舞するような記述がなされているが、ウクライナ問題や米中対立を好機とばかりに、軍拡政策に呼応して、中国やロシア、北朝鮮などとの緊張関係を作り出す内容となっており、是正を強く求める。</p>	<p>特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることで、他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことは、国民生活の向上につながるのと同時に、世界が直面する様々な課題への積極的な貢献等にもつながるものであると考えています。なお、本法の制度は特定国を念頭に置いたものではありません。</p>
153	<p>国の教育・研究への投資が漸減しているため、一部の大学を除き、次世代を担うべき若者の教育・研究環境が十分でなく、結果として論文数の減少、若手研究者のアクティビティの低下につながっている。国は、もっとプロジェクトで人を育てることに注力すべき。</p>	<p>「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、博士後期課程学生の環境の改善を図り、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現することが掲げられており、同基本計画を踏まえ、政府全体で研究環境の向上に努めることとしています。</p>
154	<p>特定重要技術の開発支援の投資は、基盤的基礎研究費を圧迫し、予算が回らず、研究の多様性が保障されず、創造的研究を逼塞させる危険性がある。</p>	<p>政府としては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)等に基づき、政府全体で研究環境の向上や基礎研究の振興に努めることとしています。</p>
155	<p>政府の戦略にかなう研究開発の推進は、それ以外の分野の研究予算を減少させ、学術研究体制にゆがみをもたらしかねない。その結果、日本の研究力はますます低下し、世界に遅れをとることもなりかねない。</p>	<p>政府としては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)に基づき、御懸念の日本の研究力の低下、世界に遅れをとるということのないよう、政府全体で研究環境の向上や基礎研究の振興に努めることとしています。</p>
156	<p>機密だ安全保障だという前に研究者に十分な予算とポストを与える政策を考えなければ他国が欲しがるといような研究など望めないように感じる。</p>	<p>研究環境の向上については、別途取組が行われているところです。例えば、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大、大学等において若手研究者が活躍できる環境の整備、戦略的経営を支援する規制緩和、10兆円規模の大学ファンドの創設等の施策が掲げられています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
157	<p>国会審議で、小林大臣は経済安全保障重要技術育成プログラムにつき、「得られた成果が、民間における用途のみならず、防衛省自らの判断によって活用されることはあり得ると考えております。」と述べていたが、基本指針案は「あり得る」ではなく、「国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題への積極的な貢献」(第1章第1節)と踏み込んでいる。ここで言う「貢献」とは、気候危機や核兵器禁止等に対してではなく、米国の世界戦略に追従する日本の軍事的貢献が想定され、このような法律は廃止すべき。</p>	<p>御指摘の「世界が直面する様々な課題への積極的な貢献」という文言は、「他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことは、国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題への積極的な貢献等を通じて、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことにつながるものである」という文の一部であり、文脈上明らかなどおり、最先端技術の開発・活用が世界が抱える諸課題の解決につながり得ることを念頭に置いたものです。</p>
158	<p>研究開発や研究結果の活用に、民間だけでなく、なぜ防衛省が出てくるのか。防衛省自ら活用することがあり得ると小林大臣が答弁しており、隠れて軍事研究をすると言い切ったことになる。多くの大学が過去の歴史に鑑みて軍事研究はしないと発表しているのに、政府が学問の自由の闊達な追求を止めることになる。大学や研究者の自由な学問の道をねじ曲げるのはやめてほしい。</p>	<p>協議会は、全ての府省庁に例外なく適用される枠組みであり、広く一般的に多義性を有する先端的な技術に含まれる特定重要技術の研究開発の促進を目的に設置するものです。協議会に参加する研究者は、その同意を前提とした上で協議会の構成員となり、また、協議会に参加した後に自らの意向により離脱することも可能な仕組みとしています。</p>
159	<p>国会質疑で政府が「研究開発の成果が防衛省の判断で、防衛装備品に活用されることはあり得る」と答弁しているが、研究者を軍事技術分野に囲い込み、軍事研究をする方が研究費も出るし学位も取りやすいシステムになる。政治の学問への不介入が崩れる。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法の制度は、「研究者を軍事技術分野に囲い込」む施策ではありません。</p>
160	<p>政府の経済安保政策は、軍備を強化し、戦争への道を歩く上で邪魔になる民間の手足を縛るもので、学問・研究の自由や経済活動の自由、思想の自由まで侵害するもの。5,000億円規模の「経済安保基金」を投じる軍事転用技術の研究の話もあるが、人殺しのための研究などとんでもないことであり、巨額の税金を使うべきではない。海外での軍事転用などの恐れのある場合、研究成果を非公開とする方針であることも聞いているが、国民に情報を隠しながら戦争への道を進み、国民の命と生活、自然などを破壊することをやめてほしい。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
161	<p>宇宙・海洋・量子・AI・バイオテック等の分野は軍事面で重要な分野であり、経済施策を装って企業ばかりでなく大学の科学者・技術者を罰則の伴った守秘義務で囲い込み、政府のニーズに合った研究となるよう関与を深め、軍事力増強に従わせる法案である。このような偏った科学技術の推進は、特許や論文の非公開、研究予算の偏在、科学者の地位の不安定化など人類のための健全な科学技術の進展を遅らせ、阻害するもの。科学者・技術者の罰則を伴った守秘義務条項の削除や特許、論文公開の自由を保障する条項を追加すべき。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。もちろん、国が科学者や技術者を囲い込む制度でも、軍事力増強に従わせる制度でもありません。</p>
162	<p>日本学術会議の選出問題以降、軍事的研究への歯止めが憲法上の解釈に照らしてどうあるべきかの議論が尽くされていない。国際情勢を的確に分析研究した上で、防衛政策のあり方を見極めた上での軍事的な研究が必要である。憲法解釈を逸脱し、国会での議論も蔑ろにした形での政府の戦略にかなう研究開発の推進は、それ以外のなすべき分野の研究予算を減少させ、学術研究体制にゆがみをもたらすだけでなく、日本の国の安全保障上も深刻な問題を起こしかねない。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。</p>
163	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第1節に「国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する課題への積極的な貢献」とあるが、「世界が直面する課題への積極的な貢献」のためには、研究は国際的に開かれたオープンなものでなければ役立たないのに、この基本指針案では、支援する研究は内向き、「国家に役立つ」重視、秘匿性・閉鎖性の高いものとなっている。リップサービスでしかない「世界が直面する課題への積極的な貢献」は片腹痛い。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度においては、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節エに記載のとおり、研究成果の公開を基本としています。また、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることを通じて世界が直面する様々な課題に積極的に貢献することは、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことにつながるものであると考えています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
164	<p>研究推進にとって一番大事なことは、自由な発想に基づく意見交換である。研究進捗を管理されたり、守秘義務などの制限が増えれば、研究者の精神的ストレスが大きくなり、持っている能力を十分に発揮することが難しくなる。研究費が不十分な現状では、背に腹は代えられないとしてプロジェクト研究に応募する研究者が出るだろうが、そのことが研究者全体のポテンシャルを下げる可能性があることを考えるべき。プロジェクト型研究を増やす前に、研究者に縛りの少ない恒常的研究費を配分することが必要である。</p>	<p>協議会は、広く一般的に多義性を有する先端的な技術に含まれる特定重要技術の研究開発の促進を目的に設置するものです。守秘義務は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報など、研究開発等には有用であるが通常であれば国家公務員法の守秘義務等により研究者に共有できない機微な情報の共有を可能とするためのものであり、情報交換や意見交換に資するものではあっても、研究者の能力発揮の制約になるようなものではありません。</p>
165	<p>特定重要技術は、あらゆる技術を含み得る。また、「外部に不当に利用」という表現は、日本及び同盟国を内部とするように受け取らざるを得ない。このように考えれば、特定重要技術とは軍事利用可能な技術全てということになる。つまり、特定重要技術研究開発基本指針は科学・技術の全てを国家安全保障局の管理下に置き得るシステムを作ろうというものである。戦時の技術開発を目指すような体制は日本国憲法の平和希求の理念と真っ向から対立するものであり許されない。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありませんし、「科学技術の全てを国家安全保障局の管理下に置」こうとするものでも、「戦時の技術開発を目指す」ものでもありません。</p>
166	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第1節に、「国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題への積極的な貢献等を通じて、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことにつながる」とあるが、「世界が直面する様々な課題への積極的な貢献」という以上、気候危機問題、SDGS、将来に亘る世界的な食糧不足、核兵器禁止などの課題の解決に繋がるのか否か、少なくとも整合するのかもしれないかについて言及すると説得力が生まれるのではないか。</p>	<p>最先端技術は様々な問題の解決につながり得るものですが、御指摘の記載部分は、必ずしも個別の具体例を取り上げて論じなければならない箇所であるとは考えていません。</p>
167	<p>いかなる研究開発でも軍事に関わるものは際限のない軍拡競争となりかねないことから断固反対する。国民の生命、財産、健康を守る日本国憲法の遵守こそ世界の平和に必要なものである。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
168	<p>かつての米国の「マンハッタン・プロジェクト」と似ていると思うが、それとは違うというなら、①マンハッタン・プロジェクトとその帰結をどのように評価するのか、②マンハッタン・プロジェクトからのどのような学びに基づいて、今回の「特定重要技術」に関する科学者・技術者の囲い込みプロジェクトは企画されたのか、③マンハッタン・プロジェクトのときの米国による特定の科学・技術に関する情報や組織や資金の不可視化は、日本の今回のそれとは、どこがどのように異なるのか、について、経済安全保障担当大臣や経済安全保障推進室のみならず「経済安全保障法制に関する有識者会議」の18人の委員も含めて説明すべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法第4章の「特定重要物資の開発支援」の制度は、科学者や技術者を囲い込む制度ではありません。</p>
169	<p>「特定重要技術の研究開発」とはほぼ軍事研究と考えざるを得ず、特定重要技術研究開発基本指針は、「軍事技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用」と言い換えることもできる。一つ一つの言葉や文章は「軍事」「囲い込み」とは無縁にみえても、基礎となる経済安保推進法及び基本方針を考えれば、この本基本指針に関わる研究及び研究者は軍事に囲い込まれていくとしか考えられない。平和主義を貫く日本国憲法の下で、こうした基本指針が公然と登場することそのものが危機であり、危険である。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありませんし、研究者を軍事に囲い込むためのものでもありません。</p>
170	<p>軍事研究に予算を投入するのではなく、それを国民の生活に反映すべき。学校給食を有機食材にし、教育費を無償化することを望む。研究開発予算を老人介護、障害者支援などの福祉予算や消費税切下げに充てるべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、特定重要技術の研究開発は、軍事研究を指すものではなく、国民生活や経済活動にとって重要な先端技術の研究開発を行うものです。</p>
171	<p>軍事技術研究に予算を使うなら生活に寄り添った研究に予算を充てるべき。軍事研究だけに目を向けていたら、科学者の豊かな発想を潰し、日本の技術は世界に遅れてしまう。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、特定重要技術の研究開発は、軍事研究を指すものではなく、国民生活や経済活動にとって重要な先端技術の研究開発を行うものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
172	軍事研究に国家予算を使うのなら、教育費、消費税に充当すべき。今物価は高騰して生活が大変であり、国民に寄り添った税金の使い方をしてほしい。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、特定重要技術の研究開発は、軍事研究を指すものではなく、国民生活や経済活動にとって重要な先端技術の研究開発を行うものです。
173	日本の経済力は地に落ちている。軍需産業を育成するのではなく、デンマークのような政策に学んで、40年・50年先を見込んだビジョンを示してほしい。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。基本方針及び基本指針に、軍需産業の育成に関する記述はありません。
174	大学の自治、学問の自由の侵害であり、研究者個人の自由な研究目的・研究姿勢を翻弄する恐れがあるので反対する。	特定重要技術研究開発基本指針の中に大学の自治や学問の自由を侵害するような要素はありません。
175	福島イノベーション・コーストのうち、ロボットテストフィールドと福島国際研究教育機構は官民共同で軍事と民生のデュアルユースを目指すプロジェクトであると思われる。福島原発事故による放射能汚染被害で苦しむ地域を国と企業と研究機関が復興に名を借りて火事場泥棒的に篡奪するような事業を、さらに国家が法律で「保護」することに反対する。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。基本方針及び基本指針に、福島イノベーション・コースト構想に関する記述はありません。
176	特定重要技術の基本指針案は、大学の学問の自由を脅かすことが心配。	特定重要技術研究開発基本指針には、学問の自由を脅かすような内容は含まれていません。
177	特定重要技術研究開発基本指針案は、他国でやっていることを調べて出遅れないようにするための対処療法的な施策である。日本政府による一部の科学者・技術者の秘密裏の囲い込みは、不信感を広め、恐怖心をあおり、暴力で解決しようとする戦争の文化の一端である。国際的な情報共有や研究協力や人事交流こそが重要。目の前にある筈の中から素早くさがそうとポジティブ・ケイパビリティを発揮しても、パラダイムシフトを生むような創造的なアイデアに結びつくことはないだろう。組織論でも注目されているネガティブ・ケイパビリティを学び合うことから始めたらいいのではないか。	この施策は、現実の国際情勢や社会経済構造等も踏まえながら我が国として行うものです。また、研究者を囲い込む制度ではありません。国際研究協力の重要性は認識しており、特定重要技術研究開発基本指針の第3章第3節オでもその点に言及しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
178	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第2節の「協議会及び指定基金協議会に参画する研究者等に対し、情報提供を行う」という記載、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に向けた強力な支援を行う」という記載、「協議会及び指定基金協議会の組織や指定基金に充てる資金の補助、調査研究の実施を通じて、関連の人材の養成と資質の向上を図るものとする」という記載のどれをとっても、情報と資金の両面で研究者等を囲い込み「国家に資する研究／軍事研究」に向かわせようとする意図があからさまである。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありませんし、研究者を軍事に囲い込むためのものでもありません。</p>
179	<p>科学技術は国の安全保障の根幹を成すもので、その振興は我が国の平和を守るために必要。「特定重要技術」を定義した上で、研究開発の促進とその成果の適切な活用を図ることは極めて重要なミッションである。</p>	<p>「特定重要技術」の定義は、本法第61条及び特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(1)に記載しています。本法及び同基本指針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を進めてまいります。</p>
180	<p>「国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」の定義がなく、予見可能性がない。研究者に機微な技術の範囲が明確にならない可能性が高く、研究成果の公表に自己規制をかけることにより、学術研究の進展が阻害される。憲法第21条に照らして、研究・発表の自由が保障されなければならない。</p>	<p>「特定重要技術」の定義に関する御指摘と思われませんが、本法の条文上明らかのように、そもそもこの制度は「特定重要技術」に該当する研究に規制がかかるという仕組みではありません。</p>
181	<p>特定重要技術の定義にある「将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る」かどうか、どうしてわかるのか。「将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとする」方針で研究開発をするならあり得るかもしれないが、その場合、核に怯え、環境汚染の課題を抱え、感染症が瞬く間にまん延し、戦火のやまない現在の世界のような誤った結果につながる。</p>	<p>シンクタンクの機能も活用しつつ、国内外の関係機関や専門家等とも連携して、「将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術」の動向の把握に努めてまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
182	先端技術(特定重要技術)とは、AI、量子、極超音速飛行等の新興技術であり、「安全保障上の脅威等への有効な対応策」とは軍事研究にほかならない。印象操作するのではなく、「軍事研究」「軍事技術の研究開発」と表現すべき。	本法の官民技術協力の枠組みは、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものであり、軍事技術の開発を目的とするものではありません。
183	当該技術や用いる情報が外部に利用されたり外部から行われる行為で安定的に利用できなくなったりすることで、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある技術であるならば、そもそも研究開発しない方がよいのではないか。	特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることで、他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことは、国民生活の向上につながるものであり、更には、世界が直面する様々な課題への積極的な貢献等を通じて、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことにつながるものであると考えています。
184	特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)に記載されている「コンピューティング」とは具体的に何を指すのか。	「コンピューティング」は、具体的製品が開発されている分野の例として記載したものです。コンピューティングの一例としてはスーパーコンピューターが挙げられます。
185	特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)の特定重要技術の3類型で、「外部に不当に利用され」とあるが、外部とは何を指すのか、何に対する外部なのか全く不明である。厳格に定義すべき。	本法における「外部」とは、国の外部にある主体を想定しています。
186	「国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」の定義がなく、恣意的に運用が可能で、予見可能性がなく研究者に機微な技術の範囲が明確にならない可能性が高い。論文・口頭発表などに自己規制をかけることにより、研究交流の大きな障害となる。研究は公表され、議論され研究成果の質が保障されるもので、秘密指定に対して、研究・発表の自由が保障される「規制制度」が不可欠と考える。	「特定重要技術」の定義に関する御指摘と思われますが、本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度は、「特定重要技術」に該当する研究に規制がかかるという仕組みではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
187	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)の「例えば、先端的な技術を用いたモノやサービスについて外部に依存することで、何らかの外部からの行為によって、利用に支障が生ずる場合が該当し」という記載について、「外部」の趣旨が不明である。いかなる運用が想定されるのかを説明する記載が必要ではないか。「内部」による不正利用との対比で説明することも可能ではないか。</p>	<p>本法における「外部」とは、国の外部にある主体を想定しています。</p>
188	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)の「何らかの外部からの行為によって、利用に支障が生ずる場合が該当し」という記載について、「利用に支障が生ずる」対象が「先端的な技術」なのか、「先端的な技術を用いたモノやサービス」なのかが文章表現上不明確であり、「これらの利用に支障…」とすべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて、該当箇所を「これらの利用に」と修正しました。</p>
189	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)の「例えば、先端的な技術を用いたモノやサービスについて外部に依存することで、何らかの外部からの行為によって、利用に支障が生ずる場合が該当し、これを防止するためには、当該技術について我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要がある」という記載について、「先端的な技術を用いたモノやサービス」を外部に依存することで、それらの利用に支障が生じることに対する対処が、「当該技術」自体についての国際社会における自律性、優位性、不可欠性の確保・維持であるとするのは、フェイズが異なるので、因果関係が不明確ではないか。「当該技術」自体について自律性、優位性、不可欠性を確保・維持していれば、当該技術を用いた「モノやサービス」について他の「外部」に代替して依存できるようになるからという趣旨か、あるいは、「外部」への依存をやめて、内製化すればよいということか。</p>	<p>先端的な技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなることを防止するために、少なくとも当該技術について我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要があるという趣旨です。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
190	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)の「例えば、先端的な技術を用いたモノやサービスについて外部に依存することで、何らかの外部からの行為によって、利用に支障が生ずる場合が該当し、これを防止するためには、当該技術について我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要がある」という記載について、「当該技術」についての「自律性、優位性、ひいては不可欠性」とは、改良技術や周辺技術を含めて、我が国が最先端の研究開発成果を獲得し続けること、又は知的財産網を構築したりノウハウを蓄積したりすることなどを想定するものか。</p>	<p>先端的な技術を用いたモノやサービスについて、社会実装につなげられる技術を保有し、それが他国に優位するものであって、ひいては国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題への積極的貢献等ができることを想定しています。</p>
191	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(1)における特定重要技術の定義は、外国への先端技術漏洩に対する「危機管理」の一環としての定義としても読み取れるが、仮にこれら特定重要技術(先端技術)開発の基盤において、海外資本のクラウド・コンピューティングや、海外にデータセンターがあるクラウドサービス事業者のサービスを使う場合、具体的にどのような認証が必要と考えられるか。</p>	<p>本法における「特定重要技術」の語は、飽くまで、協議会の設置や国の責務の対象を画するものとして用いられています。なお、協議会においては、「特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置」が協議事項とされ(本法第62条第4項第4号)、協議会の構成員は、協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理を行うこととされています(同条第5項)。</p>
192	<p>高線量下での安価で安定的で安全な廃炉・解体技術や、汚染水中のトリチウムを除去するための安価で安定的で安全な技術こそ、日本の優位性・不可欠性を示すことができる分野であると考えます。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針においては、「特定重要技術」について、あらかじめ具体的な技術を個別に指定することはしていません。なお、「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、学識経験者等及び関係行政機関により構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえて決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととしています。</p>
193	<p>LNGガスは自然を破壊しないと生産できないことを考えると、まず、日本国内の下水道からガスを取り出す技術を作っていく事こそが経済安保ではないか。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針においては、「特定重要技術」について、あらかじめ具体的な技術を個別に指定することはしていません。なお、「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、学識経験者等及び関係行政機関により構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえて決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
194	<p>特定重要技術に「計測・分析技術」を入れるべき。計測分析技術は、選定された20領域だけではなく、全ての科学技術の基盤となるものであり、最先端の計測・分析装置・技術の開発のために国として十分な資金を投入すべき。</p>	<p>「特定重要技術」については、あらかじめ政省令等で具体的な技術を個別に指定することとはしていません。特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に掲げた20領域は、調査研究を実施する技術領域の参考として、令和3・4年度内閣府委託事業における広範囲調査の対象領域を引用したものです。また、「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、学識経験者等及び関係行政機関により構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえて決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととしています。</p>
195	<p>特定重要技術に「資源回収・分離技術」を追加すべき。特に、付加価値の高い希少金属や複合材料、希少ガス・不活性ガスの回収・分離技術の確立が重要。</p>	<p>「特定重要技術」については、あらかじめ政省令等で具体的な技術を個別に指定することとはしていません。特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に掲げた20領域は、調査研究を実施する技術領域の参考として、令和3・4年度内閣府委託事業における広範囲調査の対象領域を引用したものです。また、「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、学識経験者等及び関係行政機関により構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえて決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととしています。</p>
196	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(2)に調査研究を実施する技術領域として20の技術領域がリストアップされたが、これは「米国重要・新興技術(CET)国家戦略2020」を基礎にしたもの。CETは全米科学技術会議(NSTC)が国家安全保障に関連する活動に反映させるデータとして公表されているもので、アメリカの軍事戦略の一翼を担うことが明確。自律的な領域選択ではなく、しかも民間のシンクタンクに選択を任せた無責任極まりないリストアップであり、根本的な見直しを求める。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に掲げた20の技術領域は、本文中に注を付しているとおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものであり、調査研究は、この技術領域を参考にしつつ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に実施することとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
197	<p>調査研究を実施する技術領域について、基本指針に挙げられた20項目の中に、極超音速やCBRNが含まれている。これらは今、世界中で、そして日本でも先端的軍事研究として進められている。だが憲法第9条を有する日本は、最先端の攻撃的兵器である極超音速ミサイルやCBRN兵器などの研究自体を行うべきではない。20項目からこの二つは除くべきである。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に掲げた20の技術領域は、本文中に注を付しているとおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。調査研究は、今後、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に実施することとしています。</p>
198	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(2)で20の技術領域の19番目に挙げられている「化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)」の意味する技術領域が、いかなる技術を包含する概念なのかが不明確である。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に掲げた20の技術領域は、本文中に注を付しているとおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。同委託事業においては、主に化学・生物・放射性物質によって生じる脅威とその脅威緩和のための技術等について調査しています。</p>
199	<p>特定重要技術研究開発基本指針で挙げられた20の技術領域が、どのようにして選択されたものかについて何らかの説明が必要ではないか。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の技術領域は、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。</p>
200	<p>「安全保障上の脅威等への有効な対応策として、先端技術の研究開発・活用を強力に推進」(特定重要技術研究開発基本指針の「はじめに」というように、安全保障上の対応策が念頭に置かれているにもかかわらず、「先端技術」といった民用に力点を置いた表現が多く、この法律の真の狙いを隠すもの。本質を正確に記述すべき。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
201	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節に関し、予見が難しい、もしくはできない将来技術についての考慮が足りない。こうした技術も、「特定重要技術」の対象になり得る可能性があり、同節(2)の特定重要技術を見極めるための「調査研究を実施する技術領域」に含むべく、検討することを求める。</p>	<p>特定重要技術の対象を見極める上で、デジタル化等による技術開発の加速化や、突如として新たな重要技術が誕生する不連続の技術革新の可能性を踏まえ、特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行うことが重要であると考えています。特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の技術領域は、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものであり、調査研究を実施するに当たっては、これを参考にしつつも柔軟に行うものとしています。御指摘いただいた点も踏まえ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、必要に応じて柔軟に調査研究を実施してまいります。</p>
202	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節に関し、先端技術のうち、量子、AI、バイオの分野は、国家間の激しい競争を通じて2020年代に長足の進化を遂げることが予想される。したがって、特定重要技術を見極めるために調査研究を実施する技術領域についても、デジタル、量子、ゲノム編集、脳科学等における技術開発の加速化に注視し、対象を検討すべきである。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の技術領域は、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものであり、シンクタンクの調査内容は、これを参考にしつつも、柔軟に調査研究を実施することとしています。御指摘いただいた点も踏まえ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、必要に応じて柔軟に調査研究を実施してまいります。</p>
203	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(2)に従来の枠組みで括った20項目の技術領域が提示されているが、従来同様の技術領域の区切りで調査研究対象として実施しても、新しい視点はあまり出てこないと思われる。調査研究をする際に、現在の20の括りで考えた場合、それぞれの技術領域において、他の技術分野とどのように連携しているのかという視点での調査項目をぜひ入れて欲しいと考えている。異業種や異なる技術領域間の連携が始まっている所は少なからずあると思われるし、特に仕組みやルール作りに長けた欧州では、そのような連携において、優れた事例が多々見つかるのではないかと考えている。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の技術領域は、本文中に注を付しているとおおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。シンクタンクの調査研究については、この「技術領域を参考にしつつ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に調査研究を実施する」とこととしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
204	<p>技術の横展開により新しい技術領域を構築する目的では、先端計測技術領域が調査対象領域に含まれていない点は課題である。超高压電子顕微鏡などはわが国独自の計測技術であり、また放射光などもわが国の強みを発揮できる技術領域である。これらの先端計測技術分野では、AIやリモート化・遠隔操作技術ほか、人材の交流含め、各組織の垣根を超えた活動がやりやすい。結果として、異なる産業界の出口に共通の技術軸として対応するための我が国独自の技術戦略を立てやすいと考えるので、特定重要技術の調査対象とする価値がある。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の領域は、飽くまで調査研究を実施する技術領域の参考として、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を引用したものであり、調査研究の対象をこの領域に確定する趣旨ではありません。なお、「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、学識経験者等及び関係行政機関により構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえて決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととしています。</p>
205	<p>「特定重要技術」とされ、規制(干渉・介入)の対象となるものは何なのか。特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節で示された20の技術領域と3つの類型を組み合わせてもなお、どの技術、どの研究が対象になるのか予見し難い。研究者にとっては、経済安保推進法とは無関係だと認識して手を染めた自らの研究が、自らの意思によらず「経済安保推進法」の枠内に組み込まれる可能性(懸念)が常に存在することになる。これでは自由闊達な学問・研究の発展に水を差すことにしかならない。</p>	<p>「特定重要技術」の定義に関する御指摘と思われませんが、本法の条文上明らかのように、そもそも本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度は「特定重要技術」に該当する研究に規制がかかるという仕組みではありません。</p>
206	<p>本法第61条の「特定重要技術」の定義については、現在開発途上の技術は大なり小なりデュアルユース性を持っており、「将来国家及び国民の安全を損なう可能性」が全くないと言い得るものは存在しない。しかも「あらかじめ特定の技術を個別に指定することは適切ではなく、特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行う」(第1章第3節(2))としている。このような曖昧な規定で科学・技術に広く網をかけ、規制することは科学・技術の公開性と矛盾し、その発展を阻害するものである。</p>	<p>「特定重要技術」の定義に関する御指摘と思われませんが、本法の条文上明らかのように、そもそも本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度は「特定重要技術」に該当する研究に規制がかかるという仕組みではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
207	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(2)に掲げられた20の技術領域は、その下に記載されている「※令和3・4年度内閣府委託事業『安全・安心に関するシンクタンク機能の構築』における広範囲調査の対象領域」が、出所ということか。この報告に依拠する妥当性をどう判断したのかに言及があるべきではないか。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の技術領域は、本文中に注を付しているとおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。シンクタンクの調査研究については、この「技術領域を参考にしつつ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に調査研究を実施する」とこととしています。</p>
208	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(2)に掲げられた20の技術領域の中の「化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)」は、これに関わる研究開発を積極的に進めるとして例示したのか。反対に、これらによる被害を最小化するための研究開発を進めるとして例示したものか。また、これらの技術領域に属する特定重要技術は、先の類型1～類型3のいずれに該当すると想定されるものか。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の技術領域は、本文中に注を付しているとおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。御指摘の「化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)」ですが、同広範囲調査においては、主に化学・生物・放射性物質によって生じる脅威とその脅威緩和のための技術等について調査しています。同委託事業が対象としている技術領域がそのまま特定重要技術になるわけではありませんが、同委託事業の成果等も参考にしつつ、今後、特定重要技術に含まれるべき技術を検討していくこととなります。</p>
209	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(2)に掲げられた20の技術領域の中の「先端コンピューティング技術」とは具体的に何を指すのか、例を示してほしい。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(2)に記載の20の技術領域は、本文中に注を付しているとおり、令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域を参考として引用したものです。御指摘の「先端コンピューティング技術」ですが、同広範囲調査においては、主にエクサスケール・コンピューティングや次世代コンピューティングに係る各国技術動向等について調査しています。同委託事業が対象としている技術領域がそのまま特定重要技術になるわけではありませんが、同委託事業の成果等も参考にしつつ、今後、特定重要技術に含まれるべき技術を検討していくこととなります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
210	<p>特定重要技術研究開発基本指針の基本的な考え方に賛成するが、「研究開発ビジョン」が透明かつ定期的なプロセスによってレビュー・修正され、革新的な技術の発展に即した柔軟な見直しが行われることを要望する。</p>	<p>柔軟な見直しについては御指摘のとおりであると考えており、特定重要技術研究開発基本指針の第1章第3節(3)においても、「その対象については、新たな技術シーズやニーズの出現、国際情勢等を通じて常に変遷し得るものであることから、専門家や関係行政機関等の意見も踏まえつつ…真に必要なものとなるよう不断に精査し見直していくことが必要である」と一部追記しました。なお、経済安全保障重要技術育成プログラムで支援すべき重要技術は、「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討等を経て、「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととなります。</p>
211	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(3)に「研究開発ビジョン(別添)」とあるが「別添」とは何を指しているのか。別添を欠く結果、「研究開発ビジョン(別添)」において示されている技術が、指定基金を用いて研究開発等を実施する技術領域として適当である」という文言が意味をなさなくなるのではないか。</p>	<p>御指摘の部分については、この意見公募手続の開始時点では、いまだ研究開発ビジョンが決定されていなかったため、「別添」としている研究開発ビジョンを添付していませんでした。その後、令和4年9月16日に経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議の合同会議で「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン(第一次)」が決定されたことを受け、かつ、別添の形式を見直し、該当部分を「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン(第一次)(令和4年9月16日経済安全保障推進会議・統合イノベーション戦略推進会議決定)」と修正しました。</p>
212	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(3)に「特定重要技術のうち特に優先して育成すべきものについては、指定基金を活用して研究開発等を推進することが適当」とあるが、例えば、「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」にて、「特に優先して育成すべきもの」をどのような手法により優先順位付けするのか、また、どのような要素がそれらの優先順位付けに影響するのか。</p>	<p>「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、学識経験者等及び関係行政機関により構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえて決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示すこととしています。</p>
213	<p>特定重要技術研究開発基本指針第1章第3節(4)に「(2)及び(3)に示した技術領域のみならず、法第61条に規定する特定重要技術の定義に該当することが認められる技術については、協議会が組織され得る。」とあるが、(2)は、調査研究を実施する技術領域であって、当該技術領域に属しても特定重要技術が該当しないものを含むので、少なくとも「(2)及び」を削除しないと意味不明ではないか。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針において技術領域を具体的に記述しているのは第1章第3節(2)、(3)ですが、(4)はその中に含まれない技術領域においても協議会が組織され得ることを記載したものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
214	<p>経済安全保障の施策は、産学官防の4者の連携が必須と思われるが、この連携を促進させる取組が見当たらない。特に我が国では、学と防の連携が壊滅的な状態になっており、一部の者たちによる研究の自由の阻害という違法行為が野放しになっている。これは科学技術研究の振興において悪影響を及ぼすことになるので、なんらかの改善措置が必要である。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、特定重要技術の研究開発に当たっては、協議会を設置し、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等による、各組織や産学官の枠を超えた伴走支援を行えるよう、参加者間のパートナーシップの確立を進めてまいります。</p>
215	<p>協議会の趣旨には特定重要技術の社会実装を実現することも含まれているが、小林大臣は国会審議で、「この協議会というかこの枠組みというのは、防衛装備品を始めとする具体的製品の開発を直接支援するものではないんです。(中略)イメージですけども、ここの協議会、この官民技術協力の枠組みで対象としようとする研究開発の対象というのは社会実装に至る前までのこととございまして、そういうものとしてこれを捉えていただければと思います。」と答弁しており、明らかに齟齬がある。小林大臣の説明に合わせるべき。</p>	<p>齟齬はないものと考えています。特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節(協議会の趣旨)においては、「潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等による、各組織や産官学の枠を超えた伴走支援が有効」とし、協議会では「社会実装のイメージや研究開発の進め方を議論・共有する」としています。すなわち、協議会による支援を通じて、いずれ社会実装へとつながる研究開発を後押ししていくものです。</p>
216	<p>官民協議会で防衛省や軍需産業側が伴走しているならば、それは軍事研究そのものであり、「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合又は軍民両用に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、並びにこれらの懸念について自由に意見を表明し、及び報告する権利及び責任を有する」とするユネスコの「科学及び科学研究者に関する勧告」に抵触する可能性がある。ユネスコ勧告を遵守すると明記すべき。</p>	<p>協議会に参加する研究者は、協議会への参加を強制されるものではなく、参加後に離脱することも可能です。なお、協議会は、全ての府省庁に例外なく適用される枠組みであり、広く一般的に多義性を有する先端的な技術に含まれる特定重要技術の研究開発の促進を目的に設置するものです。</p>
217	<p>官民協議会で防衛省や軍需産業側が伴走しているならば、それは軍事研究そのものであり、多くの大学が軍事研究をしないとする理念や倫理綱領を鮮明にしている中で、研究者は大学の理念や倫理綱領との間で二つに引き裂かれた存在となる。大学の自治、学問の自由の侵害であるばかりか、基本的人権の侵害にもなりかねず、政府はこれとどう対処するのか不明。</p>	<p>協議会に参加する研究者は、協議会への参加を強制されるものではなく、参加後に離脱することも可能です。なお、協議会は、全ての府省庁に例外なく適用される枠組みであり、広く一般的に多義性を有する先端的な技術に含まれる特定重要技術の研究開発の促進を目的に設置するものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
218	<p>本法第90条において、国際約束の誠実な履行を「留意しなければならない」としているが、国際約束がWTOを念頭に置いているものと考えられ、ユネスコ勧告等を含むよう範囲を広げることが不可欠。</p>	<p>御指摘の「ユネスコ勧告」とは、「科学及び科学研究者に関する勧告」の中の「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合又は『軍民両用』に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、並びにこれらの懸念について自由に意見を表明し、及び報告する権利及び責任を有する。」という項目を念頭に置いているものと推察しますが、本法の協議会に参加する研究者は協議会への参加を強制されるものではなく、参加後に離脱することも可能です。</p>
219	<p>協議会が伴走支援する一気呵成の開発研究による社会実装は、研究者を消耗させることになる。</p>	<p>協議会の趣旨は、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等、参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立し、研究開発の支援を行うものです。</p>
220	<p>社会実装に向けては、本案記載のとおり、研究成果の公表が重要となる。それにより、助成金が適切かつ効果的に使われているかの検証と把握も可能となる。社会実装の実現には産業界との連携も必要である。同時に、本案記載のとおり、規制緩和や国際標準化も積極的に推進されることを期待する。本案記載のとおり、官民の連携は重要であるため、適宜、意見募集や意見交換の機会を設けるなどして、広く関係者から情報・意見を入手し、協議会の決定に反映させることが重要である。</p>	<p>本法及び特定重要技術研究開発基本指針の趣旨に則り、適切な運用に努めてまいります。</p>
221	<p>社会実装の実現には産業界との連携が必要である。</p>	<p>協議会において、社会実装のイメージや研究開発の進め方を議論・共有することとしています。なお、御意見も踏まえ、特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節につき、「社会実装に係る者」として民間事業者が想定されることが明確になるよう修正しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
222	この特定重要技術研究開発基本指針案にも記載されているとおり、政府が規制緩和を積極的に検討し、国際標準化を支援することを期待する。その際に、特に国際標準化においては、同志国・地域との連携や情報共有が重要である。	特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節において、協議会では、必要に応じ、規制緩和の検討や国際標準化の支援など、研究開発の効果的な促進のための方策についても協議することとしています。また、「国際標準化においては、同志国・地域との連携や情報共有が重要である」との御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
223	協議会は機微な情報を共有する場とされている。これはバーチャルな軍事研究機関を作り、ここに大学等の研究者を動員するものとなる。先の戦争の反省に基づいて結成された日本学術会議が繰り返し表明してきた「軍事研究を行なわない」という意志をないがしろにするものである。このような協議会を作るべきでない。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありませんし、「バーチャルな軍事研究機関」を作るものでも、研究員を軍事研究に動員するものでもありません。
224	「研究開発の成果」と「将来に向けて重要となり得そうな先端的な技術」という定義に関して、大学と産業界での認識の乖離は非常に大きい。日本の課題は、大学の研究と産業界の技術に対するこのような考え方の乖離が欧米に比べて大きいことであると考えている。安全保障に関わるような領域に対して、日本独自の考え方で「先端的技術」を造り出さなければいけない時代に入った今、大学と企業の研究に対する考え方の距離感を埋めるための新しい議論の場や検討組織の構築が必要である。	特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載しているとおり、特定重要技術の研究開発に当たっては、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等による、各組織や産学官の枠を超えた伴走支援が有効であり、協議会において、技術力あるスタートアップ企業や中小企業等も含め、参加者間で社会実装のイメージを議論・共有することとしており、協議会による支援を通じて、先端的な重要技術の社会実装を後押ししていくこととしています。
225	「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」とあるが、「相当」とはいかなるものを求めているのか不明で、恣意的な運用を可能にしている。	本法第62条第1項の「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」とは、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第2節に記載しているとおり、協議会を組織しようとする研究開発プロジェクトに係る研究代表者など、実質的に研究内容を把握し、研究チームを率いている者がこれに当たります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
226	プロジェクトごとに協議会を組織するときは内閣総理大臣と協議することとなっているが、研究開発推進に有用な情報の共有、社会実装に向けた制度面の協力のためにこのような大げさな組織を設置する理由が不明。	本法第62条第2項において、研究開発大臣は、協議会を組織するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないこととしています。これは、研究開発大臣が、所掌によって各省にわたるところ、こうした研究開発の全体を見渡すことができる立場にあるのは内閣総理大臣であることから、その内閣総理大臣と協議することとしているものです。なお、この場合の内閣総理大臣の事務は、内閣府の経済安全保障推進担当部局が担当することとなります。
227	特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に「研究開発大臣による同意の取得は、書面により行う」、「研究開発等を代表する者が同意を強制されることはなく」、「協議会の組織に係る同意を採択の条件にすることや、同意しない者を不利に扱ってはならない」などとあるが、同意が真に自由に行われるか、大いに懸念する。協議会に参加すれば、研究予算の優遇や機微情報の開示といったメリットが用意されている。大学などの研究予算がおよそ先進国とはいえないほど乏しい日本の現状で、この「ニンジン」の魅力から逃れられるのか。罰則付き守秘義務といったデメリットには目をつぶってしまいたくなる誘惑で誘導するのは、およそ政府によって作られる制度のありようとして許されない。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度は、国が研究者を囲い込む制度ではありません。また、守秘義務は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報など、研究開発等には有用であるが通常であれば国家公務員法の守秘義務等により研究者に共有できない機微な情報の共有を可能とするためのものであって、研究者の「デメリット」となるものではありません。
228	経済安全保障重要技術育成プログラムや協議会の運用ルール等の制度設計について、個々の研究内容に応じた柔軟できめ細かい対応をして決定していくことのできる体制の整備を図っていくことを明記すべき。	特定重要技術研究開発基本指針の第2章第2節では、協議会の設置について、研究開発プロジェクト単位を基本としつつも、各分野の実態に応じ、複数の研究開発プロジェクトを包含する協議会を組織し、個別の研究開発プロジェクトごとに分科会を設置する方式も可能としています。また、同章第4節アでは、協議会の組織及び運営に関する具体的な事項を各協議会が規約で定めることとしています。これらにより、研究内容等に応じた柔軟な対応がなされるものと考えています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
229	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に「③協議会の趣旨に鑑み官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められること、も当然求められる」とあるが、「伴走支援」の趣旨が不明確である。</p>	<p>協議会を通じた伴走支援については、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節のイ・ウや第3章第3節のウなどに記載しています。</p>
230	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に「…という法律上の要件のほか、制度の趣旨に照らせば、③協議会の趣旨に鑑み官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められること、も当然求められる」とあるが、法律上の要件ではないのに、なぜ「協議会の趣旨に鑑み官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められること」が「当然」求められるのか。</p>	<p>法第62条第1項は、「当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため…協議会…を組織することができる」と規定しているところ、協議会は、特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置が講じられることを前提に、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報などの機微な情報が共有されるなど、官民連携を通じた伴走支援が行われることに意義があるものであることから、その趣旨に照らせば、関係行政機関からの情報提供が必要かつ可能と考えられるなど、協議会を組織して官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められる場合に限り組織すべきものと当然解されるものです。</p>
231	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に「③協議会の趣旨に鑑み官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められること、も当然求められる」とあるが、「伴走支援を行うことが適当」という認定・判断はいかなる基準に基づいて、誰が行うのか。</p>	<p>個別の研究開発等の特性や内容・進捗等を踏まえ、研究開発大臣が判断します。</p>
232	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に「協議において内閣総理大臣が協議会の構成員となることを求めた場合には、研究開発大臣は、求めに応じ、内閣総理大臣を構成員として追加することとする。」とあるが、①内閣総理大臣は、本法第62条第3項の「研究開発大臣が必要と認める者」として構成員として加えるものか。②内閣総理大臣から求められた場合に、研究開発大臣が必要か否かの判断を行う余地があるのか。③「当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意」は不必要なのか。</p>	<p>①については、本法第62条第3項により、研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができます。②については、法律上の判断者は飽くまで研究開発大臣ですが、内閣総理大臣が構成員となることを求めた場合は、原則として、構成員に加えるものと考えています。③については、法律上は、構成員を加える場合、本人以外の同意は要件とされていませんが、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第3節において、「協議会の構成員は、研究開発大臣が選定することとなるが、その際は、協議会で提供される機微な情報を共有すべき者が適切に含まれるよう、上述の研究開発等を代表する者として相当と認められる者と十分に相談することが必要である」としています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
233	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に、「研究開発等を代表する者が同意を強制されることはなく、…協議会の組織に係る同意を採択の条件にすることや、同意しない者を不利に扱ってはならない」とあるが、「研究開発等を代表する者」の同意が得られない場合は、指定基金による研究開発でない限り、協議会は設置しないということか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
234	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節に、「研究開発等を代表する者が同意を強制されることはなく、…協議会の組織に係る同意を採択の条件にすることや、同意しない者を不利に扱ってはならない」とあるが、「研究開発等を代表する者」が複数認められる場合は、指定基金による研究開発でない限り、それらの全員の同意が得られた場合に限って、協議会を設置するということか。</p>	<p>研究開発大臣が本法第62条第1項に基づく協議会を設置する場合、「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」が複数存在すると認められる場合は、その全てから同意を得ることが必要となります。</p>
235	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節に関し、協議会の構成員に、企業での事業化・製品化の経験がある者を加えてほしい。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、特定重要技術の研究開発に当たっては、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業等による、各組織や産学官の枠を超えた伴走支援が有効であり、協議会において、技術力あるスタートアップ企業や中小企業等も含め、参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立していくこととしています。なお、御意見も踏まえ、特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節につき、「社会実装に係る者」として民間事業者が想定されることが明確になるよう修正しました。</p>
236	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節に関し、協議会の構成員に、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関や民間企業が入り得るとのことだが、例えば、防衛省や軍需企業などが加わって技術が軍事転用される危険性がある。こうしたことを防ぐために透明性を担保する文言を入れるべき。</p>	<p>協議会の構成員については、研究開発の状況を踏まえ、研究開発大臣が研究代表者と相談しつつ、機微な情報が共有される範囲内で必要と認められる方にその同意を得て参加していただくことを想定しています。また、研究成果の取扱いについては、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節エに記載のとおり、協議会の規約等に従って全ての参加者が納得する形で決定されるものとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
237	協議会構成員の選考に際して、透明性と合理性が維持されることを期待する。その際に、日本在住または日本の研究開発機関等に所属する外国籍の研究者も含めて検討することを強く推奨する。	協議会の構成員については、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第3節に記載のとおり、研究開発の状況を踏まえ、研究開発大臣が研究代表者と相談しつつ、機微な情報が共有される範囲内で必要と認められる方にその同意を得て参加していただくことを想定しています。また、協議会の構成員については、外国人であることのみをもって参画を拒否することはありません。
238	特定重要技術研究開発基本指針によれば、協議会への参画や離脱は自由で、離脱しても不利益な扱いは受けず、協議会を離脱しても研究チームに残ることが可能だということだが、その際、どのように研究に関わっていくのかが不明。明確に示すべき。	特定重要技術研究開発基本指針の第2章第3節に記載のとおり、協議会からの離脱については構成員自らの意向によって可能であり、その場合、協議会で交換される機微な情報の提供を受けることができなくなりますが、その情報に接しない範囲で研究チームに残ることは可能です。
239	協議会における研究者の自主性を尊重してはいるが、そのように確実に運用できるのかが課題。大規模な予算上の優遇、官民の協力、機微情報の開示というアメが研究者の前にぶら下げられることになり、極めて乏しい大学予算で苦しんでいる研究者の頬を金でたたいて引き込む仕掛けとなっている。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用を図ることで、他国に優位する技術を保有し、社会実装につなげていくことであり、ひいては国民生活の向上等にとどまらず、世界が直面する様々な課題へ貢献等を通じて、国際社会において我が国が不可欠性を獲得していくことです。この趣旨を踏まえ、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、政府全体として、本法の枠組みを有効活用し、官民の協力の下、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用に向けて取組を進めてまいります。
240	秘密指定のある協議会に加わった研究者には、研究発表の自由を奪われる。特定重要技術研究開発基本指針では、社会実装を目指すことが明らかになっている。軍事研究に関わることを拒否して、協議会から離脱できるか否かも不明。	研究成果の発表については、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節エに記載のとおり、守秘義務の対象となる提供情報を除き、原則公開されるものであり、研究発表の自由を奪われるなどということはありません。協議会に参加した後、研究者が自らの意向によって協議会から離脱することも可能です。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
241	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節に「協議会に参加したのちに、研究者自らの意向によって協議会から離脱することも可能であり、協議会から離脱した研究者は、引き続き研究チームに残ることは可能である。その場合、例えば、協議会で交換される機微な情報の提供を受けることはできないが、そのほか関係行政機関から不利益な扱いを受けることはない」とあるが、研究チームに残りながら協議会で交換される情報の提供を受けることはできないとなると、研究チームの一員として共同研究に携わることはかなり困難となるであろう。また離脱した後も「罰則付き守秘義務」が課されることを考慮すれば、実質的には「離脱の自由」は著しく制約される。本来自由であるべき研究の場にこうした不自由が持ち込まれることそのものが、学問・研究の発展を阻害することにしかならない。</p>	<p>協議会からの離脱については構成員自らの意向によって可能としており、協議会で交換される機微な情報の提供を受けることができなくなることを除いて、協議会の枠外で関係行政機関から不利益な扱いを受けることはありません。なお、離脱前に提供を受けた機微情報がある場合、御指摘のとおり離脱後も守秘義務が解除されるまでは当該情報について守秘義務がかかり続けますが、それは当該情報を約束どおり漏えいしなければよいだけであって、離脱の自由が実質的に制約されることにはならないと考えます。</p>
242	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節「協議会の構成員」について、研究開発大臣が協議会を組織する(本法第62条第1項)ことから、研究開発大臣が協議会を主宰する(会長、座長等)のか。協議会の構成員の協議で自由に決められるのか。「研究開発等を代表する者」が会長等になることはあり得るのか。指定基金協議会の場合の主宰者はどうか。</p>	<p>協議会の組織及び運営に関する具体的な事項については、本法第62条第8項に基づき、各協議会が規約において定めることとしています。指定基金協議会についても、同項が準用されるので同様です。</p>
243	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第2節で協議会の趣旨として官民連携が挙げられているところ、同章第3節で協議会の構成員として民間事業者が明示的に含まれていない理由は何か。</p>	<p>民間事業者は、「研究開発の実施者」及び「その他社会実装に関係する者等」に含まれるものと考えています。なお、御意見も踏まえ、特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節につき、「社会実装に関係する者」として民間事業者が想定されることが明確になるよう修正しました。</p>
244	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第3節に、「協議会には法人単位での参画も可能」とあるが、その場合は、参画の際の審査や参画後の監査等の手段によって当該法人の組織的な情報管理体制をチェックできる仕組みが必要で、当該仕組みを設けるのであれば本基本指針にもその旨の記載が必要なのではないか。</p>	<p>本法では、協議会に参加しようとする者の情報管理面での信頼性を事前確認する仕組みはありません。協議会参加後の情報管理体制については、本法第62条第8項に基づき、各協議会が規約において定めることとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
245	研究はとかく計画通りには進まず、横道にそれることが多く、その横道で思わぬ成果が生まれることがある。協議会に進捗状況を管理されている、横道に入ることは不可能で、企業の商品開発的仕掛けは、さらに先端的で創造的な研究は生まれない。	協議会は、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために組織され、研究開発を支援するものです。
246	特定重要技術研究開発基本指針では、協議会の構成員に、潜在的な社会実装の担い手や連携相手、資金配分機関等も含まれることが想定されており、協議会による社会実装の実現と研究成果の評価までを含む構成となっており、研究者の自由な発想が塞がれてしまうことが危惧される。	協議会は、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために組織され、研究開発を支援するものです。
247	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節によれば、協議会の運営上、様々な事項を考慮することとなる。協議会に参画した研究者は研究以外にかくも多くの課題に付き合わされるのか。協議会での議論は全会一致で進めることになっており、運営上関わらざるを得ない仕掛けになっている。	協議会において協議を行う事項は、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るためのものです。なお、協議会の運営に関する具体的な事項は、本法第62条第8項に基づき、各協議会が規約において定めることとしているほか、協議会の参加や離脱は、参加者自らの意思で決めることができます。
248	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節エで、「研究成果は、守秘義務の対象となる情報を除き、制約を課さないで原則公開する」としてあたたかも制約的要素が小さいように見せているが、守秘義務情報に制約がかかることは変わらない。この説明は印象操作が著しく誤解を生む可能性があり、こうした記述は削除すべき。	御指摘の「守秘義務の対象となる情報を除き」とは、既に守秘義務の対象とされている協議会で提供された機微な情報が直接的ないし実質的に了知されるような形での研究成果の発表でない限りにおいて、という意味であり、研究成果は文字通り原則公開されるものです。なお、例外的に研究成果を非公開として扱う場合は、特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アに記載されているとおり、協議会の規約等に従って全ての参加者が納得する形で結論を出すことが期待されるとしています。
249	「公的分野での活用」という表現が度々出てくるが、研究成果を公的活用というのは、情報関連技術を除くと、ほぼ防衛省ではないかとみられる。公的分野などという曖昧な表現は印象操作であり、使用すべきではない。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
250	協議会の構成員となる「研究開発を代表する者」が率いる研究チームの意見も反映し、研究開発の成果については公開を基本とするなど、協議会の運営が研究チームにとってもメリットのあるものとなるよう、「モデルとなる規約」に明示する等の形で担保すべき。	内閣総理大臣が示すモデルとなる規約については、この特定重要技術研究開発基本指針の内容を踏まえ、検討してまいります。
251	重要技術研究の成果については、研究チーム参加メンバーの意見も反映し、内容・レベルに応じて適切な情報管理がされるとともに、参加メンバーに対してもメリットのある運営となるようにお願いしたい。	特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節エに記載のとおり、研究開発の内容及び成果の取扱いについては、個々の研究テーマ等の状況を踏まえ、協議会において、その規約等に従って全ての参加者が納得する形で決定されることとしています。また、具体的な情報管理等の運用方法は、協議会において、協議し、決定することとなります。
252	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節に関し、協議会の健全かつ適切なガバナンスと透明性が確保されることを期待する。明確で曖昧さのない規約を作成し、すべての協議会に同じく適用することを推奨する。透明性維持のため、協議会の規約はすべて公開されるべきである。内閣総理大臣が示すこととなっているモデル規約は、できる限り明確で詳細なものとするべきである。	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節アで、協議会の規約は、協議会組織後、構成員の全会一致により、同基本指針の内容を踏まえて定めることとしています。規約を公開するかどうかは、各協議会で定めることとなります。なお、モデルとなる規約については、できる限り明確で詳細なものとするべきとの御意見も踏まえながら、各協議会で参考としていただくのにふさわしいものになるよう検討してまいります。
253	この特定重要技術研究開発基本指針案においては、協議会を組織した研究開発大臣が協議会の運営・管理をどのように監視するのか、また、その成果をどのように測定するのかについての記述はないが、今後明確化されることを期待する。進捗や成果によっては、構成員の入替えや協議会の再編・解散等を検討することも含め、研究成果と併せて協議会の運用も常に検証されていくことを期待する。	研究開発大臣も協議会の一構成員であり、協議会では、当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため必要な情報共有や協議を行うこととなります。御指摘の協議会の運営・管理の在り方についても、見直しの要否を含め、内容に応じて当該協議会の中で協議されることになると考えています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
254	基礎科学研究情報、技術開発情報の政府AIによる個人研究者情報の管理統制のおそれがある。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。
255	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節で、「協議会」の組織形態について不明確に感じる。法人の形態をとることは想定していない、という理解でよいのか。法人であればどの種類の法人か等はそれぞれの協議会に任せるのか。	協議会が法人格を有することは想定しておりません。
256	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節アに「規約は、協議会組織後、構成員の全会一致により定めることとし、その改正手続きは、同規約中に定めるところに依る」とあるが、規約の改正手続きは、構成員の全会一致を要しないばかりか、過半数の賛同も必ずしも要しないということか。研究開発大臣が改正することができる、更には、特定の構成員の一存で改正できると規約に定めることも許容される制度設計は、不適切ではないか。	協議会の組織及び運営に関する具体的な事項については、本法第62条第8項に基づき、各協議会が規約において定めることとしています。なお、原始規約は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節アにおいて、協議会組織後、構成員の全会一致により定めることとしています。また、各協議会が規約を定める際の参考とするため、モデルとなる規約を示すこととしています。
257	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節アに「規約制定後、その同意を得て、新たに協議会に参画しようとする者については、当該協議会の規約についても同意したものとみなされる」とあるが、参加者の権利義務に影響があることなので、同意したものとみなさず、明示の同意を得ることとすべきではないか。	御指摘も踏まえ、該当箇所について、「同意したものとみなされる」を「同意を得ることとする」に修正しました。
258	特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節アに「規約においては、協議会の運営に関する具体的な事項として、協議会としての意思決定の方法についても定めるものとする」とあるが、意思決定の方法については何らの制約もなく、全員一致、3分の2以上の多数、過半数など自由に設定できるのか。特定の構成員の一存で意思決定できると定めることも許容されるのか。	原始規約は、協議会組織後、構成員の全会一致により定めることとしています。また、各協議会が規約を定める際の参考とするため、モデルとなる規約を示すこととしています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
259	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節エに「論文などの成果発表については、守秘義務の対象となる情報を除き、制約を課すことはせず、原則公開されるものとする」とあるが、誤解を招く表現なので、例えば、「論文などの成果発表については、原則公開されるものとする。ただし、守秘義務の対象となる情報については、協議会の定めるところにより、必要最小限の制約を課すことができる。」としてはどうか。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節エの「守秘義務の対象となる情報を除き」とは、既に守秘義務の対象とされている協議会で提供された機微な情報が直接的ないし実質的に了知されるような形での研究成果の発表でない限りにおいて、という意味です。</p>
260	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節エに「日本版バイドール制度を適用しない場合、協議会においては、その規約等に従って全ての参加者が納得する形で決定するものとする」とあるが、日本版バイドール制度を適用しない場合の取扱いは、協議会の通常的意思決定の方法によることなく、協議会の構成員以外を含む研究チーム全員の納得によるということか。また、「納得」と「合意」とは異なるのか。</p>	<p>日本版バイドール制度を適用しない場合の取扱いについては、協議会においてその規約等に従って全ての参加者が納得する形で決定するものとしています。</p>
261	<p>「特許非公開制度」について、「日本版バイドール制度」と言い換えられているが、万人に理解できる表現にすべき。</p>	<p>御意見は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節エの「産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条(いわゆる日本版バイドール制度)の適用を基本としつつ、個々の技術について日本版バイドール制度を適用しない場合・・・」という記載に対する御指摘と思われませんが、これは文面上明らかなように、本法の特許出願非公開制度のことをいっているのではなく、従来からある産業技術力強化法第17条の制度を指しているものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
262	<p>最近のコンプライアンス強化の方針により、企業は当然であるが大学においても研究内容に対して秘密情報管理が施されることが多い。このような現状に対して、安全保障に関わる特定重要技術に指定されると研究開発成果の公開が義務付けられると記載されている。特定重要技術研究開発基本指針第2章第4節の協議会の運営に記載されているように、選ばれた協議員や研究者がICカード等による入退出管理が行われる特定の拠点に集められることが前提であれば問題ないが、現状の大学の研究の一部をそのような特定重要技術領域に関わる研究と定めて展開することを含んでいる場合、情報管理に対する矛盾や混乱が生じるであろう。我が国は、研究活動の国際化・オープン化に伴う諸政策の整備が遅れている大学が多いので、秘密情報管理の施される範囲は明確に決めていくことが大事である。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第2章第4節オに記載しているとおり、安全管理措置の具体的内容は、情報の性質や技術の進展状況等を踏まえ、個々の協議会ごとに決定することとしており、例えば、ICカード等による入退室管理を始めとした守秘義務の対象となる情報を取り扱う区域の管理や、電子媒体、資料等を持ち出す際の漏えい及び盗難の防止、そしてデータ等へのアクセスログの記録化などが考えられます。なお、同節エにある「研究成果は公開を基本とする」という記載は、御指摘のような「特定重要技術に指定されると研究開発成果の公開が義務付けられる」という趣旨ではなく、研究成果は原則として協議会の守秘義務の対象とはしないという趣旨です。</p>
263	<p>「成果の公開に制約が課されることはない」(特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節ア)としながら、非公開の可能性もあるとしているのは、防衛関連技術をこの法律の対象としているからとしか思えない。透明性を担保すべき。</p>	<p>研究成果については、制約的要素は必要最小限としつつ、公開が基本と考えています。非公開の要請というのは、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節アで述べているとおり、大量破壊兵器を始めとする懸念用途への転用があり得る場合など飽くまで例外的な場合に想定されるものであり、御指摘の「防衛関連技術」を理由にするものではありません。</p>
264	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アで、「大量破壊兵器の開発を始めとする、海外での懸念用途への転用があり得る場合」などにおいては、研究成果を非公開とすることもあるとのことだが、これは企業や研究者を守秘義務で縛り、軍事力増強を狙った「軍産学複合体」を目指すものであり、反対である。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節アで、例外的に研究成果を非公開として扱うべきとの要請が行われた場合、協議会において規約等に従って全ての参加者が納得する形で結論を出すことが期待されるとしています。また、守秘義務は、研究開発を進める上で、有用ではあるが機微性の高い情報を協議会の場で官民が安心して円滑に共有し、意見交換するために設けられるものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
265	<p>協議会に入る研究者は、守秘義務と引き換えに、行政機関が保有する様々な個人情報共有されることになる。本人の許可なくこうした個人情報を取り扱う者が拡大することに対して、歯止めをかけられるような文言を入れるべき。</p>	<p>協議会の守秘義務は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報など、研究開発等には有用であるが通常であれば国家公務員法の守秘義務等により研究者に共有できない機微な情報の共有を可能とすることで、研究開発等のより効果的な実施が期待されるものです。</p>
266	<p>協議会に入る研究者は、国の資金を得ることで継続的に研究を実施することが可能となるが、自由な研究活動が阻害される可能性もある。守秘義務違反への罰則だけが具体的だが、自由な研究活動の権利を保障するような具体的な文言も入れるべき。</p>	<p>特定重要技術に係る協議会に参加する研究者は、その同意を前提とした上で協議会の構成員となり、また、協議会に参加した後に自らの意向により離脱することも可能です。また、守秘義務の対象範囲及び期間については、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節イで、予見性の確保に加えて、技術の育成や成果の活用に支障が生じないよう、また、協議会構成員の間で理解の齟齬が生じないよう、当該情報が提供される前に明確にされる必要があるとしています。一方、研究者が自ら生み出した研究成果を発表することは、同節アに記載しているとおり、当該研究者にとっては「協議会の事務に関して知り得た」秘密に当たらないため、守秘義務の対象とされる情報が直接的ないし実質的に了知されるような形の発表でない限り、そもそも守秘義務の対象外となります。このように、研究者の自由な研究活動を阻害するような制度ではありません。</p>
267	<p>協議会に参加する研究者には機微な情報が開示されるので、安全管理措置が厳しく求められ、大学や研究機関に監視エリアを作り出すことになる。研究交流や研究発表、論文発表については秘密事項は最小限にとどめるとしているが、それを担保する仕掛けが作られていない。実効的歯止めを設けるべき。</p>	<p>特定重要技術の適正な情報管理や守秘義務は、研究開発を進める上で有用ではあるが機微性の高い情報を協議会の場で官民が安心して円滑に共有し意見交換するために必要なものです。具体的な情報管理等の運用方法は、協議会において、協議し、決定することとなります。また、特定重要技術研究開発基本指針においては、守秘義務については、対象となる情報、共有範囲、期間、管理方法等の明確化の方法を含めた具体的な運用の在り方につき、規約等において明確に定めておくことが必要であるとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
268	協議会の守秘義務は、「秘密」の定義がなく、恣意的に秘密指定が可能。民が官へ忖度したり、官へ癒着・従属したり、天下りによる民の支配を生み出す危険性があり。恣意的で過剰な取締りも危惧される。	協議会の守秘義務は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報など、研究開発等には有用であるが通常であれば国家公務員法の守秘義務等により研究者に共有できない機微な情報の共有を可能とするためのものであり、研究者が元々保有する情報を「秘密指定」する制度ではありません。
269	特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アで、大量破壊兵器の開発を始めとする懸念用途への転用があり得る場合などに例外的に研究成果を非公開として扱うべきとの要請が行われた場合について、協議会で結論が出なかった場合は成果の公開に制約がないばかりか、そうした要請自体が秘密にならないとされている。罰則付きの守秘義務のある情報を得ていて、結論が出なかったから研究成果や非公開の要請の事実が秘密に該当しないと意味が判然としない。	協議会で提供された機微な情報を守秘義務の対象とすることと、研究成果の公開は別の話です。御指摘の特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節アにおける「この場合において、協議会において結論を出すことができなければ、本法の枠組みでは、成果の公開に制約が課されることはない。」という記載は、たとえ研究成果を非公開として扱うべきとの要請があったとしても、協議会で扱った研究成果の非公開は、協議会において規約等に従って全ての参加者が納得する形で結論を出すことが期待され、非公開とする旨の結論が出ない限り、原則どおり研究成果の公開を妨げないということを述べているものです。
270	機密情報の取扱いを有資格者のみに認めるセキュリティ・クリアランス制度を導入する法改悪を先取りする形で、「特定重要技術」の研究成果について、海外での軍事転用などの恐れのある場合は非公開とする方針であることも問題である。	研究成果の取扱いについては、協議会の規約等に従って全ての参加者が納得する形で決定されることを原則としています。そのため、協議会において結論を出すことができなければ、研究成果は公開を基本とするという原則に基づき、守秘義務の対象となるものを除き、成果の公表に制約を課さないこととしています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
271	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節に、「守秘義務については、対象となる情報、共有範囲、期間、管理方法等の明確化の方法を含めた具体的な運用の在り方につき、安全管理措置の運用と併せ、規約等において明確に定めておくことが必要である」、「規約等で定められた具体的な運用方法に基づき、それが守秘義務の対象となるか否かを一義的に明確にするのは、情報提供者の責任となる」、「守秘義務の対象となる情報の範囲等は明確にされる必要があるが、その上で…非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの(実質秘)に限定される」とあるが、結局は「規約等」にどう定めるかにかかっているようである。「規約等」の定め方によっては、恣意的な運用のおそれは否定できない。そもそも罰則付き守秘義務と自由な学問・研究とは両立できない。国家のための、国家に誘導された研究に傾けてしまうことは、学問・研究の発展を阻害する。</p>	<p>協議会の守秘義務は、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第1節に記載のとおり、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報など、研究開発等には有用であるが通常であれば国家公務員法の守秘義務等により研究者に共有できない機微な情報の共有を可能とするためのものであり、研究者が元々保有する情報に守秘義務を課すなど研究者に規制を加えるものではありません。なお、守秘義務の対象範囲及び期間については、同章第5節イに記載のとおり、予見性の確保に加えて、技術の育成や成果の活用に支障が生じないよう、また、協議会構成員の間で理解の齟齬が生じないよう、当該情報が提供される前に明確にすることが必要としています。</p>
272	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アで、全ての参加者が納得する形で結論を出すことができなければ、「本法の枠組みでは、成果の公開に制約が課されることはない」とされているが、研究者が一人でも反対すれば協議会に参加している政府や産業界が公開するなどと言っても公開されるのか。「本法の枠組みでは」という限定がついているのは、他の枠組みで非公開にすることもあり得るといふことか。このように守秘義務となる情報の範囲も曖昧な中で、協議会参加の研究者は守秘義務違反で逮捕されないようにと過剰に警戒心が働き、研究の公開はますます困難になりかねない。</p>	<p>例外的に研究成果を非公開として扱うべきとの要請が行われた場合でも、協議会において規約等に従って全ての参加者が納得する形で非公開にすることが決定されない限り、原則どおり研究成果の公開を妨げるものではありません。なお、「本法の枠組みでは」という文言は、本法の協議会の仕組みにおいてはという趣旨です。</p>
273	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アに「大量破壊兵器の開発を始めとする、海外での懸念用途への転用があり得る場合などにおいて、関係行政機関等から協議会構成員に対し、例外的に、研究成果を非公開として扱うべきとの要請が行われた場合、協議会において規約等に従って全ての参加者が納得する形で、速やかに結論を出すことが期待される」とあるが、「海外での」と限定している趣旨は何か。「海外」とは「日本国の領土外」と同義か。</p>	<p>ここでいう「海外」とは国外と同義です。特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節アにおける御指摘の「海外での懸念用途への転用があり得る場合などにおいて」という部分は、「場合などにおいて」としているのとおり、飽くまで例示として記載しているものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
274	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アに「大量破壊兵器の開発を始めとする、海外での懸念用途への転用があり得る場合」とあるが、「大量破壊兵器の開発」への転用があり得ることがあらかじめ想定される研究開発は、特定重要技術の研究開発として選定することを禁止又は回避するのか。何らの留保なく選定してよいのか。</p>	<p>防衛分野での利用可能性があることをもって先端的な重要技術の研究開発を単純に否定してしまうと、我が国の科学技術イノベーションが世界から立ち遅れ、国民生活や経済活動に甚大な影響を与えかねないと考えています。なお、本制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものであり、防衛装備品を始めとする具体的製品の開発を直接支援するものではありません。</p>
275	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節アに「例外的に、研究成果を非公開として扱うべきとの要請が行われた場合、協議会において規約等に従って全ての参加者が納得する形で、速やかに結論を出すことが期待される」とあるが、「全ての参加者が納得」しなければ、協議会としての結論は出さないのか。</p>	<p>例外的に、研究成果を非公開として扱うべきとの要請が行われた場合、協議会において規約等に従って全ての参加者が納得する形で結論を出すことが期待されるとしています。また、協議会において結論を出すことができなければ、本法の枠組みでは、成果の公開に制約が課されることはありません。</p>
276	<p>協議会に関して、「機微な情報」を受けた研究者と受けていない研究者が同じチームで研究する中で、「機微な情報」を全く話題にしないということは可能だろうか。協議会の構成員である研究者がその「機微な情報」を研究チームの仲間に漏らした時には、処罰の対象になるのだろうか。また協議会に参加していない研究者がその「機微な情報」を外部に漏らせば、やはり処罰の対象になるのだろうか。その法的根拠は何か。</p>	<p>協議会における守秘義務は、「協議会の事務に従事する者又は従事していた者」にかかります(本法第62条第7項)。したがって、相手が守秘義務がかかる「協議会の事務に従事する者」であれば、必要性等が認められる限り、守秘義務の対象とされている機微情報を伝達することは可能です。このように、「協議会の事務に従事する者」の範囲は、守秘義務の対象となる情報を共有することができる者の範囲にもなることから、協議会の中で常に明確にしておく必要があります。その点を明確化するため、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節イにその旨の記載を追加しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
277	<p>そもそも何が「機微な情報」なのか、今研究していることのどの部分は外部に絶対に漏らしてはならないのかなどは協議会参加の研究者に明確に伝えられ、あるいは研究自体の中で明確に区分できるものか。その区分が難しければ、その研究を協議会構成員とそうでない人が共同で行うこと自体が困難となる。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節イにおいて、「守秘義務の対象となる情報の範囲及び守秘義務が求められる期間については、予見可能性の確保に加えて、技術の育成や成果の活用に支障が生じないよう、また、協議会構成員の間で理解の齟齬が生じないよう、当該情報が提供される前に明確にされる必要がある」としています。</p>
278	<p>協議会に参加した研究者が研究を進める中で、軍事への応用が明確になれば、そこで協議会から離脱し、研究チームからも降りることが可能なのだろうか。その際、既にしてしまった「機微な情報」についての守秘義務は、長期にわたってその研究者に課せられ続けるのだろうか。</p>	<p>協議会や研究からの離脱は、本法によって特に制約されるものではありません。協議会から離脱しても、既に提供を受けている守秘義務の対象とされた情報については、協議会の事務に「従事していた者」として引き続き守秘義務がかかりますが、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節イでは、「守秘義務の対象となる情報の範囲及び守秘義務が求められる期間については、予見可能性の確保に加えて、技術の育成や成果の活用に支障が生じないよう、また、協議会構成員の間で理解の齟齬が生じないよう、当該情報が提供される前に明確にされる必要がある。特に、守秘義務が求められる期間については、情報の特性に応じて明確にするとともに、技術の進展状況等を踏まえ、保護する必要がなくなれば、速やかに解除されることが必要である」としています。</p>
279	<p>事業者から協議会へ提供する情報には、事業の根幹に関わる機微な情報が含まれるため、特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節に記載のとおり、協議会において厳格に情報管理されることが担保されなければならない。</p>	<p>事業者から協議会へ提供する情報についても、秘密性があれば、協議会の守秘義務の対象となり得ます。守秘義務の対象とする場合には、特定重要技術研究開発基本指針の第2章第5節イに記載のとおり、当該情報を提供する前に、協議会における協議により、守秘義務の対象とする範囲や守秘義務が求められる期間を明確にしておくことが求められます。また、当該情報の共有範囲や管理方法等についても、「情報を適正に管理するために必要な措置」(本法第62条第4項第4号)の一環として、個々の協議会において協議を行うこととなります。なお、御意見も踏まえて、当該情報の共有範囲についてより明確になるよう追記しました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
280	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第5節イの「関係行政機関等が提供する個別の情報について」という記載は、守秘義務の対象が関係行政機関等から提供される情報に限られるような表現となっているため、研究実施者が提供する個別の情報も含まれることを明確にしていきたい。</p>	<p>御指摘も踏まえ、関係行政機関のみではないことがわかるよう、該当箇所を「関係行政機関等を始めとする協議会構成員が提供する個別の情報について」と改めました。</p>
281	<p>指定基金協議会が組成される研究開発プロジェクトは公募によって選ばれることが想定されているが(特定重要技術研究開発基本指針第2章第8節)、その選定の際は、透明で公正なプロセスが確保されることを期待する。十分な募集期間と、誰もがアクセスできる明確な告知も重要である。</p>	<p>「経済安全保障重要技術育成プログラム」は、公募型の研究開発プログラムであり、運用・評価指針等に基づき、資金配分機関が利益相反等を確認しつつ、公募・採択を実施することとしています。</p>
282	<p>特定重要技術研究開発基本指針第2章第8節に「指定基金協議会は、指定基金により行われる特定重要技術の研究開発等について必置となっていることから、当該研究開発等を代表する者が当該研究開発等の公募に応じることをもって、その設置について同意があったものとみなされる」とあるが、「みなし」と、真意が不同意であるまま、同意として取り扱うことがあるので、将来の混乱を招くおそれがあるのではないかと。応募書類において、指定基金協議会の設置について同意する旨の明示の記載(チェック欄へのチェック等で可)を求める方が適切ではないかと。</p>	<p>本法第63条第4項に基づき、指定基金協議会は、指定基金により行われる特定重要技術の研究開発等について必置としています。よって、指定基金の公募時に、当該事実を知らないまま応募に応じる者がいるというケースは想定され得ず、応募をもって実質的に同意があるとみなせると考えています。</p>
283	<p>今後は、広義の安全保障の観点からのイノベーション創出に向けて、産学官の資金と知見を集結することも重要であり、将来的にこうした研究開発を支える基金の創設も検討すべきである。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度では、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で、特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用は不可欠な要素であり、政府がリスクを取って投資を行い、知見を有する民間企業・大学等との官民連携の下、研究開発を強力に推進することとしています。まずは、この制度の下、特定重要技術の研究開発を進めていくこととしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
284	指定基金は、乏しい大学での研究予算に比して巨額なものになる。研究者は潤沢な研究費の魅力に逆らい難い。この「お金による誘導」で研究者を囲い込んでいくことそのものが、「いつか来た道」へと日本を引きずり込むことになりかねない。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。国が研究者を囲い込むためのものではありません。
285	国から資金を大規模投入するにもかかわらず、産官学連携というお題目での委託であり、政府の暴走のチェックのためにも、最低でも国会での報告を義務付けていただきたい。特定重要技術の領域がヘルスケア、ムーンショットにかかるところが機密事項とされる懸念がある。	特定重要技術の研究開発については、その研究開発が行われる国の資金の制度を踏まえ、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)等に基づき、評価・公表されることとなります。
286	特定重要技術研究開発基本指針第3章第3節「指定基金の運営」に関し、指定基金の対象となる「経済安全保障重要技術育成基金」を用いる「経済安全保障重要技術育成プログラム」のメンバーには、関係府省及び学識経験者のみでなく、経済社会の動きに対し異なった情報を持つ民間企業の経営者も入れるべきであり、これを明記することを求める。	特定重要技術研究開発基本指針の第3章第3節イの「関係府省及び学識経験者等から構成されるプログラム会議が研究開発ビジョンに関する検討を行う」という記載は、「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議の開催について」(令和4年6月17日内閣総理大臣決裁)の記載と平仄を合わせたものであり、実際には、同会議には、経済団体所属の有識者にも参加いただいております。
287	特定重要技術研究開発基本指針第3章第3節「指定基金の運営」に関し、科学技術予算の戦略的活用の観点からも、「経済安全保障重要技術育成プログラム」と他制度との有機的連携を求める。	御意見も踏まえ、特定重要技術研究開発基本指針の第3章第3節ウに「他の研究開発制度における個々の研究開発プロジェクトとの連携」に関する記述を追加しました。
288	経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議は、将来的には設立後のシンクタンクに移管されるという認識でよいか。	特定重要技術研究開発基本指針においてはそのような想定はしていません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
289	<p>特定重要技術研究開発基本指針第3章第3節エに「運営に際しては、…研究者やスタートアップ企業が参画しやすい間口を備えた制度とすることが望ましい」とあるが、「研究者やスタートアップ企業が参画しやすい間口を備えた制度」とはどのような制度を想定しているのかがわかりにくい。例えば、次段落に記載される「必要な資金を指定基金から支出すること」等を意味するものか。</p>	<p>御指摘の「必要な資金を指定基金から支出する」対象は、指定基金協議会の構成員たる研究者が実施する情報の適正な管理に関する措置に対してのものです。</p>
290	<p>特定重要技術研究開発基本指針第3章第3節オでいう「国際研究協力」の具体的な方法の例をお示しいただきたい。</p>	<p>海外の研究機関との共同研究等を想定しています。</p>
291	<p>EUが研究インテグリティに関する欧州行動規範を規定しているように、日本の調査研究開発を効果的かつ効率的に進めるためには、国際的な研究協力が重要かつ有用である。政府が引き続き同志国・地域との国際的な研究協力及び連携を積極的に進めることを期待する。</p>	<p>国際的な研究協力や連携は、我が国の技術力発展のために重要であると考えています。この点、特定重要技術研究開発基本指針の第3章第3節オ「戦略的な国際研究協力」でも、国際的な研究協力を戦略的に進めていくことを記載しているところですが、さらに、御意見も踏まえ、ここに、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で同盟国・同志国との協力の拡大・深化を図ることの重要性についても追記しました。</p>
292	<p>研究に関しては保護の具体的な事例より海外との協力が強調されているように読めるが、これは日本の技術を米国の兵器開発に利用するための前振りではないか。イノベーションやスペシャル人材を当てにする前にまず普通の大学研究ができるようにしてあげるべき。</p>	<p>本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものであり、防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。特定重要技術研究開発基本指針の第3章第3節オで「重点的に守り育てることが必要な先端的な重要技術の特性に鑑みつつ、実効性のある研究開発の推進に向けて、国際的な研究協力を戦略的に進める」としていますが、これも、兵器の共同開発を念頭に置いているものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
293	シンクタンクを早期に立ち上げるとともに、社会実装の担い手である民間事業者の意見を反映できるようにすべき。	特定重要技術研究開発基本指針の第4章第1節(2)に記載しているとおおり、調査研究に際しては、社会実装を担う民間企業の知見を糾合することが不可欠であり、こうした機関との協力が重要と考えています。特定重要技術調査研究機関が行う調査研究においても同様に、民間企業との協力も重要であると考えています。
294	特定重要技術調査研究機関の選定・指定について、そのプロセスをこの特定重要技術研究開発基本指針に記載する必要があるのではないか。	本法に基づく調査研究の具体的な実施方法等については、特定重要技術研究開発基本指針の第4章第1節(2)で内閣総理大臣が策定するものとしている調査研究実施方針において定めることとしています。
295	特定重要技術研究開発基本指針第4章第1節(2)に、調査研究において、(日本で事業を展開する外国法人を含む)民間事業者の知見を糾合する旨も追加いただきたい。	御指摘の趣旨は、「民間企業の知見を糾合することが不可欠」の「民間企業」に含まれると考えています。
296	先端重要技術の研究開発について官民協力を進め、100名の研究者を集めてシンクタンクを作るという。ほぼ同時期に学術会議が、軍事に転用可能な基礎研究を認めるという声明を出したのも、実に不可解。しかも、このシンクタンクに学位授与機能まで持たせるということで、大学教育より軍事優先の姿勢が明らかである。最初から軍事を視野に入れた研究が、本当に社会の役に立つものになりうるのか。また研究者の視野や目的意識に影響しないか、懸念は尽きない。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。
297	シンクタンクによる先端技術の研究開発計画は、特定重要技術分野に目配りし、新興技術を目利きしたりするため、研究者の個人情報、研究環境の情報の収集につながるるとともに、民間企業の活用あるいは公的活用のための社会実装へとつながる。情報技術を別にすると、「公」とは防衛省の活用、つまり「防衛装備品」づくりであることが見えてくる。危険な研究開発計画は中止すべき。	本法第4章の「特定重要技術の開発支援」の制度の趣旨は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保していく観点から、民生利用や公的利用への幅広い活用を目指して先端的な重要技術の研究開発を進めるためのものです。防衛分野だけを殊更に取り上げているものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
298	優秀な人材をシンクタンクに集め、創造的な研究の政策的リードを図ろうとしているが、問題解決型技術開発の目利きを期待するシンクタンクからは創造的な研究の政策的リードは困難。	特定重要技術研究開発基本指針の第4章第2節(2)に記載しているとおり、特定重要技術調査研究機関の要件として、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術に関して、技術面のみならず社会制度や社会システムまでを含めた国内外の情勢や研究開発動向等を適切に調査・分析できる能力等を求めることとしています。
299	特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節に関し、特定重要技術調査研究機関の設立、又は外部委託先の選定及びその委託に関する規定などは、この基本指針案では不明なため、透明性維持のためにも今後規定され公表されることを期待する。	調査研究の委託に関しては、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財務大臣通知)に基づき、契約情報の公表など必要な対応を図ります。
300	現在、特定重要技術調査研究機関の要件を満たす機関は国内に存在しないと考える。技術インテリジェンス強化のためには、調査研究機関を国が新設し、官民連携の拠点にすべきである。	現在、内閣府において、令和5年度を目途に本格的なシンクタンクを立ち上げるべく、検討を進めているところです。シンクタンクは、先端技術の専門性を有する産業界・学術界の人材を確保するとともに、機関やその活動を目に見える形として拠点化した上で、産業界・学術界への必要な情報の提供や、政府の政策の意思決定への貢献・寄与をしていくことが期待されており、関係行政機関は、調査研究に必要な情報の提供などの協力を行っていくこととしています。
301	特定重要技術調査研究機関の要件として、①専門的な調査研究に関する能力、②情報収集・整理・保管に関する能力、③内外の関係機関との連携に関する能力、④情報管理体制の4つが提示されているが、わが国の技術インテリジェンスを中長期的に強化するには、先端技術に精通した産業界・学術界の人材の発掘、育成が必要である。本基本指針案にも追記されているように、こうした機能を有することも、同機関の要件に含めるべきである。	特定重要技術研究開発基本指針の第4章第2節(2)に掲げる4要件は、本法第64条第2項各号に定められた4要件を記載したものです。なお、人材の発掘・育成が重要であることは御指摘のとおりであり、同基本指針においても、第5章第2節において、「調査研究を高い水準で実施していくためには、先端的な重要技術を巡る国内外の情勢や研究開発動向等に関して高度な知見を有する人材を中・長期的に養成・確保していくことも必要であり、シンクタンクや大学等の能力を活用して、関係行政機関はその実現のために必要な措置を講じることが求められる」としています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
302	<p>特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節で「(国)内外の関係機関とのネットワーク構築」について言及があることを歓迎する。そこで、信頼のおけるパートナー諸国の関係機関とも緊密に連携して研究が進められるような枠組みを構築することを提案する。</p>	<p>内外機関とのネットワークを構築することは重要と考えており、本法第64条第2項第3号でも、調査研究委託先の要件として「内外の関係機関と連携する能力を有すること」を掲げているところです。内外の関係機関と緊密なネットワークを築いていけるように努めてまいります。</p>
303	<p>特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節において、特定重要技術調査研究機関として、令和5年度を目途に立ち上げるシンクタンクが想定されている。真に将来の社会にとってこの技術をどのように使い、実装化していくべきかを考えるためには様々な立場・視点からの多面的な検討が不可欠であり、時の政権の意向に左右されるべきではない。例えば遺伝子組み換え技術をこれからの社会でどう活用するのかが意見が分かれる問題であり、自然科学のみならず人文・社会科学の見地、倫理的視点などの検討と国民の合意が不可欠である。そう考えるとこの「シンクタンク」は政府から独立した機関とすべきである。米国のDARPAを模した機関などは論外である。むしろ日本学術会議とも連携を図るべきである。</p>	<p>調査研究は、本法第64条第1項に基づき内閣総理大臣が行うこととされており、法律上国が担うべきものとされています。一方、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術に関する調査研究を効果的に行うためには、技術等の動向等が常に変化し続ける中で、中・長期的な視点から継続的に調査・分析を行うことが必要であり、政府内部のみに閉じた取組は自ずと限界があることから、一定の要件に適合する者への委託を可能としているものです。</p>
304	<p>特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節(1)で、「シンクタンクには、必要な機関との連携体制や、情報共有のネットワークの構築に努めることが求められており、関係行政機関は、これらの実現に必要な支援を行う必要がある」とされているが、特定重要技術の調査という名の軍事研究動向調査に各省庁を協力・支援させるということは、大学等や研究諸機関をいやおうなしに経済安保体制の一角に組み込んでいくことになり、教育研究機関の自立性を形骸化してしまう危険性がある。JSTやNEDOの持つ個人情報の扱いの開示や大学・研究機関への研究者の個人情報の提供協力は求めるべきでない。また、RAND研究所のように、将来的に学位を出すことも一部で考えられているようだが、日本の高等教育の在り方を根底的に変えるもので許されない。</p>	<p>調査研究に際しては、特定重要技術研究開発基本指針第4章第1節(2)に記載しているとおおり、幅広く、関係行政機関や関係機関、先端技術の研究開発を担う第一線の研究者、社会実装を担う民間企業の知見を糾合することが不可欠であり、こうした機関との協力が重要であると考えています。また、学位については、同基本指針第5章第2節でも言及しているように、本法の立案段階における「経済安全保障法制に関する提言」(令和4年2月1日、経済安全保障法制に関する有識者会議提言)の中で、「シンクタンクに従事する学生・研究者に関しては、例えば米国では、学位授与等がインセンティブになっているとの指摘も踏まえ、官民技術協力に従事する人材の育成強化のための更なる取組も中・長期的な課題として重要である」とされていることも踏まえ、学位プログラムを含め、中・長期的な課題として検討していく必要があると考えています。なお、本法第64条の調査研究は、御指摘のような「軍事研究動向調査」ではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
305	<p>特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節(2)の「特定重要技術調査研究機関の要件」の記載は、本来内閣総理大臣が行うべき事務の一部を分担するという性格に鑑みて、本法第64条第2項第1号～第4号の具体的指標等を提示すべきものであるところ、条文の焼き直し程度の記述に留まっているのではないか。例えば、詳細な基準などを大臣告示等で示すことを予定しているのか。</p>	<p>本法に基づく調査研究の具体的な実施方法等については、特定重要技術研究開発基本指針の第4章第1節(2)で内閣総理大臣が策定するものとしている調査研究実施方針において定めることとしています。</p>
306	<p>特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節(2)④に「関係行政機関や海外の研究機関等との緊密なコミュニケーションを確保し、情報管理を図る必要がある情報を取り扱えるようにするため」とあるが、緊密なコミュニケーションを確保する対象に、「(日本で事業を展開する外国法人を含む)民間事業者」も追加していただきたい。</p>	<p>ここで示している「関係行政機関や海外の研究機関」は例示であり、ここに例示されていない組織も、必要に応じ緊密なコミュニケーションを行うことになると考えています。</p>
307	<p>特定重要技術研究開発基本指針第4章第2節(3)に「調査研究の委託成果報告書については、行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について(平成25年6月28日閣議決定)等に基づき、原則として、公表されることとなる」とあるが、例外規定が乱用され非公開だらけになる心配はないか。</p>	<p>調査研究の成果報告書の公表については、御指摘の閣議決定や法令に基づき、適切に行ってまいります。</p>
308	<p>特定重要技術研究開発基本指針第5章第2節で、研究機関とシンクタンクを通じたキャリアパスの重要性がうたわれているが、あわせて、創業経験者がいる研究機関やシンクタンクへのキャリアパスなど、チャレンジと失敗を通じて技術を社会実装させる人材を育てていく観点についても盛り込まれるべき。</p>	<p>新しい才能を新しい分野で養成していくという観点から、シンクタンクが優秀な科学者・企業関係者のキャリアパスの一つとしての立場を確立していくと同時に、こうした場で若手が経験を得ることに関し、その経験を肯定的に評価できる風土の醸成が必要としています。</p>
309	<p>特定重要技術研究開発基本指針第5章第2節に関し、学位授与は、文科省が厳密に行なってきたはずであり、シンクタンクで簡単に授与すべきではない。政治の学問への介入と研究者の権力への忖度をもたらす可能性がある。</p>	<p>本法の立案段階における「経済安全保障法制に関する提言」(令和4年2月1日、経済安全保障法制に関する有識者会議)の中で、「シンクタンクに従事する学生・研究者に関しては、例えば米国では、学位授与等がインセンティブになっているとの指摘も踏まえ、官民技術協力に従事する人材の育成強化のための更なる取組も中・長期的な課題として重要である」とされていることも踏まえ、学位プログラムを含め、中・長期的な課題として検討していく必要があると考えています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
310	<p>特定重要技術研究開発基本指針第5章第2節に『人材』としては関連の研究開発を担う人材や各研究機関において研究開発を支援する人材、調査研究を実施する人材等が想定される」と記載されているが、「研究開発を支援する人材」というのがマネジメント部門を指すのか、事務的な支援部門を指すのか明確でない。また、具体的にどのような人材育成方法を目指しているのか明確でない。どのような人材を求めているのかをより詳細に議論していただきたい。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第5章第2節に記載している「各研究機関において研究開発を支援する人材」とは、主に事務的な支援部門に従事する者を想定しています。なお、特定重要技術の研究開発等に係る人材の養成及び資質の向上に向けては、中・長期的な課題として引き続き検討してまいります。</p>
311	<p>特定重要技術研究開発基本指針第5章第2節に、シンクタンクを利用した調査研究のできる人材の育成が示されているが、単に技術調査をするだけでなく、どのようにすれば国民への技術の説明責任を果たせるのか、また将来の日本の安全保障に対する戦略を議論できるメンバー構成をどう作るのかなど、課題は山積みである。特に、8月24日に政府より行われた突然の新型原子力発電の技術開発の宣言に見られるように、全く科学技術の国民への説明責任を果たすための仕組み作りができていない。特に安全保障の観点での技術開発の議論は、科学技術の社会的説明責任が非常に重要であり、学界の新たな活用方法に関する議論なども含め、新時代に合わせた検討が必要である。</p>	<p>シンクタンクでの人材育成に関しては、シンクタンクが優秀な科学者・企業関係者のキャリアパスの一つとしての立場を確立していくと同時に、こうした場で若手が経験を得ることに関し、その経験を肯定的に評価できる風土を醸成していけるよう努めてまいります。後半の社会的説明責任に関する御意見は、参考意見として承ります。</p>
312	<p>特定重要技術研究開発基本指針第5章第2節に「特定重要技術の研究開発等に係る人材の養成及び資質の向上」が挙げられているが、優秀な若手研究者を育てるためには、先に研究者の裾野を広げる必要がある。「優秀な若手」だけを都合よく選択的に養成することは不可能であり、適切でもない。研究インテグリティを要求する前に生活を保障することは必須であるはずだが、そうした視点が盛り込まれていない。中・長期的な課題認識として明記すべき。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針においては、先端的な技術の研究開発を担う人材については、協議会及び指定基金協議会の組織や指定基金を用いて行われる研究開発等への参画を通じて、人材の養成と資質の向上を図るとしており、特に、次世代の社会変革を導く若手の研究者・技術者等がこれらの活動に参画できるよう留意することとしています。その上で、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、基礎研究・学術研究から多様で卓越した研究成果の創出と蓄積が進むとともに、これを可能とする研究者に対する切れ目ない支援が実現することが目標として掲げられており、同基本計画を踏まえ、政府全体で研究環境の向上に努めることとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
313	<p>特定重要技術研究開発基本指針第5章第2節(特定重要技術の研究開発等に係る人材の養成及び資質の向上)に、協議会や指定基金協議会に参画する若手の研究者・技術者等が、(日本で事業を展開する外国人を含む)民間企業において、インターンや正職員として勤務するキャリアパスも考えられる旨追加いただきたい。</p>	<p>特定重要技術研究開発基本指針の第5章第2節の第2段落においては、特定重要技術の研究開発に係る協議会等への参画が、若手の研究者・技術者等にとって多様なキャリアパスに繋がるよう、学会等で評価される環境を醸成することの重要性を記載しています。その上で、当該研究者・技術者等のキャリアパスは、御意見をいただいているキャリアパスも含め多様なものがあり得ると考えていますが、対象とする技術領域等によって社会実装を含めた研究開発の方向性等は異なるものであることから、本基本指針に具体的に記述することはしないこととさせていただきます。</p>
314	<p>基盤技術に関連する人材育成も、技術開発そのものと同様に、長期にわたる取組を進める必要がある。出口分野の新規技術の研究開発を進めようとしても必要な基盤技術の知見・研究者が国内で不足するような状況が発生していることから、若手研究者育成の対策を進めることは急務である。</p>	<p>「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、博士後期課程学生の環境の改善を図り、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若手が博士後期課程を志す環境を実現することが掲げられており、同基本計画を踏まえ、政府全体で研究環境の向上に努めることとしています。</p>
315	<p>産官学でというが、実現可能性があるものに補助金をつける際に、スパコンであったような不正受給などを見極め、防ぐことができるのか。</p>	<p>補助金等の適正な執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の法令に従い、適正な管理に努めます。</p>
316	<p>今回の基本方針案及び基本指針案は不明確な記述が多くわかりにくい。もっとわかりやすく簡潔な案文にしてほしい。</p>	<p>できる限り明確な記載に努めています。</p>
317	<p>経済安全保障推進の基盤となるセキュリティ実装の自律性確保のため、司法管轄権内での事業運営、すなわち日本国内で運用する認証局を基盤とする体制が必要。</p>	<p>御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
318	優位性・不可欠性の獲得等の観点から、組込ソフトウェアの開発や重要インフラなどの基幹ソフトウェアで利用されているOSSの研究開発が必要。あわせて、現在の外為法の有形財の輸出入管理と同等の法整備が、無形財についても必要。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
319	国際秩序の維持・強化の観点から、サイバーセキュリティ規格の国際連携が必要(国内独自規格は自由貿易の阻害要因となる恐れが懸念される。)。また、OSSIに対する取組は国際協調の中で進められている取組であり必要不可欠。	御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
320	国際動向を鑑みると、経済安全保障に関わる基幹インフラなどに利用される機器の製造・構築については、国際標準(IEC62443など)や米国セキュリティ規格(NIST SP800シリーズなど)が規定され、官民の調達基準にも採用されている。もちろんグローバルサプライチェーンの中に組み込まれる日本の製造業においても、当然これらの国際標準やセキュリティ規格に準拠することが求められる。逆に国内独自規格や業界規格などを認め、それに準拠したモノづくりを進めることは、Made in Japan製品が国際競争力を失うことにつながる。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
321	経済安保法は、枠組みだけを決め、肝心な部分を政府に白紙委任した法律であり、国会や議会制民主主義を著しく軽視するものである。国会での審議のやり直し、もしくは廃案にすべき。	行政の複雑性と行政に求められる機動性に対応するためには、全ての事項を法律に規定することは困難であり、法律が明示した一定の事項について下位法令等に委任することは必要です。その上で、委任事項については、要件を法律上可能な限り明確化しております。
322	138か所も政省令に委任した「なんでもあり」の法令であり、国会での報告を義務付けてほしい。	行政の複雑性と行政に求められる機動性に対応するためには、全ての事項を法律に規定することは困難であり、法律が明示した一定の事項について下位法令等に委任することは必要です。その上で、委任事項については、要件を法律上可能な限り明確化しております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
323	<p>経済安保法の138項目にもものぼる事項が国会にもかけられず「経済安全保障法制に関する有識者会議」に提案され法律案となった。これほど重要な法律が国会にかけられず、従って多くの国民に知らせないまま通ってしまうことは全く民意無視であり民主主義の破壊である。この一点においても廃案にするべきであるが、これに加え、①罰則付きの守秘義務が課せられ、安全管理が厳しくなり、大学や研究機関が監視され、研究発表の自由が損なわれ、日本の研究レベルが一層低下する、②守秘義務の対象が定義されていないため、過剰な取り締まりの危険がある、③経済施策だというが、防衛に役立つ先端技術開発のための法律であり、日本学術会議の方針に合わない上に平和憲法にも反する、④アメリカの戦略に追随して中国に経済戦争を仕掛けるものであり、日本の経済発展を阻害する可能性が大きい、平和憲法を生かした粘り強い外交交渉を基本にすべき、⑤平和憲法を持つ日本の経済は、世界中で戦争を起こしているアメリカよりも中国と友好関係にあった方が潤うということも廃案にすべき理由である。</p>	<p>本法を廃案にすべきとの御指摘ですが、この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は、衆参合計50時間を超える国会での審議を経て成立しています。</p>
324	<p>具体的な枠組みを示さないで後付けで決められるのは怖い。</p>	<p>政省令委任についての御指摘であるとすれば、行政の複雑性と行政に求められる機動性に対応するためには、全ての事項を法律に規定することは困難であり、法律が明示した一定の事項について下位法令等に委任することは必要です。その上で、委任事項については、要件を法律上可能な限り明確化しております。</p>
325	<p>気候変動や疫病への対策に世界的な協調や連帯が必要な今、世界を外部と同盟国に分けて排除するような経済安保法は、米中対立に油を注ぐようなもので、決して国民の命と暮らしに資さない。経済安保法自体に反対する。平和憲法により全方位外交と自由でフェアな経済活動を実現されたい。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
326	<p>「同盟国・同志国」や「価値観を共有する」国とのかかわりに偏重し、中国を念頭に短絡的な施策に走るのではなく、これまで培ってきた国際商習慣や経済合理性を尊重し、外交交渉によってどの国とも友好的関係を確立すべき。</p>	<p>本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。なお、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>
327	<p>米国の対中国戦略に追随する姿勢が強く 緊張関係を深めるばかりになりかねない。今こそ、国際協調主義に立った粘り強い外交交渉を基本的に位置付けるべき。</p>	<p>この施策は、現実の国際情勢や社会経済構造等も踏まえながら我が国として行うものです。決して外交を軽視するものではなく、リスクを踏まえ、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するための措置を講ずるものです。なお、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>
328	<p>経済安保法は、そうでなくても停滞している日本経済を間違った方向に引っ張り、衰退させる可能性がある。政権の都合や目先の利益で軍事に肩入れするのは、間違いであり幻想である。平和経済に徹し、隣国とも共存共栄していくのが日本の生きる道である。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。</p>
329	<p>政府による経済活動への介入の口実を述べているに過ぎないとしか受け取れない。敵対的な存在(仮想敵国)を前提にして危機感を煽る類いであり、平和主義を国是としているはずの日本のありように根本的に背反する。</p>	<p>本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。なお、本制度は特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
330	<p>経済安保法に反対。世界を「外部」(仮想敵国)と「同盟国」に分けて排除するような法案は時代に逆行し、米中対立に紛争の火を投げ込むことになりかねない。国民の命と暮らしを守ることにならない。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>
331	<p>軍事的覇権争いを強調し、軍事的観点から政府が経済に介入する姿勢が強調されることは「軍産複合」の増強になり、戦前のような国家総動員の体制に突き進みかねない危惧を感じる。これまで日本が国際社会で培ってきた協動的、合理的経済政策の姿勢を継続し、地道な外交努力によってどの国とも友好的関係が確立されてゆくことこそ重要。軍事による安全保障ではなく、外交努力による安全保障を求める。</p>	<p>基本方針でも基本指針でも、「軍事的覇権争いの強調」や「軍事的観点から政府が経済に介入する姿勢の強調」はしていません。本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。</p>
332	<p>敵国を想定し、友好国のみとの安定的な資源・技術・研究などを包括的に確保しようとするもので、戦争行為の発生を前提としたものである。国民の健康を守るために、安全保障環境を整えるのではなく、すべての国々と友好関係を築くべきである。</p>	<p>本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
333	日本は憲法第9条で戦争放棄を世界に宣言した。戦争を始めたら終息できないことを今ロシアとウクライナが世界に教えている。経済戦争を仕掛けることは、本物の戦争を呼び込む危険性がある。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は「経済戦争を仕掛ける」ための制度ではありません。国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。
334	安全保障については、「外交努力」にお金をかけて、充実して欲しい。国際社会で、世界の人々と平和を作り出す行動を実行し続けられる外交官や人材育成に力をいれてほしい。	外交による協調を軽視するものではありません。
335	経済安保法は、経済施策を装って、企業ばかりでなく科学者・技術者を罰則を伴った守秘義務で囲い込み、軍事力の増強に従わせる法律であり、アメリカの戦略に追随し、中国に経済戦争を仕掛けかねないばかりか、経営の非効率化をもたらし、経済発展自体を阻害しかねないものである。平和憲法に基づき、世界平和と全ての日本人の人権尊重の政策を実施すべき。	本法の制度は、科学者・技術者を囲い込む制度でも、軍事力の増強に従わせる制度でもありません。この施策は、現実の国際情勢や社会経済構造等も踏まえながら我が国として行うものです。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。
336	経済安保法は、アメリカの戦略に追随し、中国に経済戦争を仕掛けるものであり、経営の非効率化をもたらし、経済発展自体を阻害しかねないものである。いたずらに国際間緊張を刺激する可能性が高い。廃止を求める。	本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。なお、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。
337	米国の世界戦略に追随し、日本の軍事貢献に寄与するこのような法律は廃止すべき。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
338	<p>経済安保法は、経済施策を装って、企業ばかりでなく科学者・技術者を罰則を伴った守秘義務で囲い込み、軍事力の増強に従わせる法律である。日本版の「軍産学複合体」の形成にもつながりかねない悪法であり、廃止を求める。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法の制度は、科学者・技術者を囲い込む制度でも、軍事力の増強に従わせる制度でもありません。</p>
339	<p>経済安保法は、研究費に困窮する大学等研究者を罰則を伴った守秘義務で囲い込み、軍事研究等、国策にデュアルユースで転用され得る研究をさせ、学位まで与える研究者を金で縛る悪法である。国策に直結する研究のみ重んじられ、基礎研究等、日本の研究力の更なる遅れが加速し、日本版「軍産学複合体」に組み込まれてしまう恐れがあり、廃止を求める。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法の制度は、研究者を囲い込む制度ではありません。</p>
340	<p>経済安保法は、事実上、基幹インフラから中国IT企業を締め出すことを狙うもの。こうした動きは、日本から中国に経済戦争を仕掛けるに等しいものであり、中国企業との貿易を行っている企業や労働者に対する監視や刑事捜査の危険を高めかねない。廃止を求める。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>
341	<p>経済安保法は、2021年4月16日の日米共同声明を具体化したものであり、アメリカが進めている中国の5G関連業者の排除に日本も共同歩調をとり、中国系ITシステムを締め出すことを狙うもの。アメリカへの過度な一体化は誤りである。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
342	<p>ここまで中国と経済的につながっている今、このような敵対的な態度が日本経済にとって有益なのか。中国は今や日本を凌駕している。中国と取引している企業にとっても、この法律は不安材料になる。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>
343	<p>参院の審議で公述した坂本雅子参考人は「経済安保法は、米国が経済的・軍事的覇権のために中国企業の排除を進め、日本政府とその主要なIT企業に対しても、主要な中国IT企業との絶縁を求めている」と指摘している。経済安保法を作ったことで、日本側から中国に経済戦争を仕掛けたことになる。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>
344	<p>特定国からの輸出入を規制したり、備蓄を指示したりすることによって、従来からの自由貿易主義、国際協調主義、国際的商習慣が破壊され、保護貿易主義となり、アジアの国際緊張を高める危険性がある。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。これらの文書の中に特定国からの輸出入を規制したり、備蓄を指示したりするような記載はありません。なお、本法に基づく施策は、基本方針の第1章第2節にも記載しているとおおり、自由かつ公正な経済活動を前提とし、内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないよう留意して行っていくものです。その上で、国際情勢の複雑化等を踏まえれば、他国の動向にかかわらず経済の自律性を確保できるよう脆弱性を克服するなど、我が国の経済基盤・構造を強靱化しておくことが重要と考えています。また、本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
345	<p>経済安保推進法は、米国が中国に仕掛けている経済戦争に組み込まれており、戦争を誘発させる側面を持っている。日本の科学技術を軍事に隷属させ、経済を軍事依存にさせ、非軍事経済を相対的に弱体化させるもの。真の経済安保は、経済交流を通じて相互依存の体制を強化するとともに、非軍事経済を相互発展させることによって達成されるもの。日本社会を軍事化して、経済戦争を通じて物理的戦争を誘発する本法は危険極まりないものであるから、廃止を求める。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、日本の科学技術を軍事に隷属させる、経済を軍事依存にさせる、日本社会を軍事化するなどと御指摘ですが、本法はそのような制度ではありません。</p>
346	<p>経済安保法が、基幹インフラの強靱化を通して「戦争に耐え得る経済」戦時経済体制を構築しようとするものであることは明らかである。戦争へのハードルを下げる機能を果たすことが危惧されるので、危険な法律は廃止し、抜本的に見直すべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は戦時経済を想定したものではありません。</p>
347	<p>経済安保法第60条、第62条及び第64条は、日本国憲法前文及び第9条に示された平和主義の価値観に反するものであり、廃止を求める。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、御指摘の条文に憲法の理念に反する部分はありません。</p>
348	<p>基本方針案に十分な議論無く、国会を無視して軍事に走るような法律は廃止してほしい。戦争につながる軍備拡大には反対である。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は、「国会を無視して軍事に走るような法律」ではありません。</p>
349	<p>戦争をできるための法律ではなく、いかに戦争をしないかの視点に立った基本方針案を国民と長い時間をかけて策定すべき。急いで策定し大事な国民の生命と財産に関することは後で政府が決めるでは、まさに戦前戦中政策と同じ。</p>	<p>御指摘のような記述はありません。</p>
350	<p>平和憲法の理想・理念に沿って、三権は向かうべき。安保条約の破棄、自衛隊の解体を具体化し、日本は平和で自立した道を歩むべし。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
351	<p>経済安保法と稼げる大学法の両法は、経済界と学術界を軍備の道具に利用する印象が強い。その先に戦争が想起されるので、憲法第9条に基づき「決して戦争はしない」ということを明記してほしい。</p>	<p>本法は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための法律であって、もとより戦争に向かうようなものではなく、したがって、その基本方針等において戦争との関係を記述すべきとは考えていません。</p>
352	<p>基本方針案は、経済安保推進法が「現代の国家総動員法」であることを示している。その下で研究者を軍事研究に困い込むこの「指針(案)」は、企業や科学者・技術者を軍事力の増強に動員し、日本版の「軍産学複合体」の形成に道を開くものであり認め難い。</p>	<p>本法と戦前に成立した国家総動員法とはまるで異なるものです。また、御指摘のような「研究者を軍事研究に困い込む」ものでも、「科学者・技術者を軍事力の増強に動員」するものでもありません。</p>
353	<p>国民の命と暮らしを守るために最も重要なことは食料とエネルギーの供給であり、そのためには農業の再生と再生可能エネルギーを柱とする経済構造に変えていかねばならない。日本の安全保障のために、最先端の軍事技術の保持などが提起されているが、戦争となり海外から食料や石油・天然ガスなどが輸入できなくなれば、いくらミサイルがあっても国民は生きてゆけない。安全保障の軸を「人間の安全保障」に置き、そのための経済政策を考えることこそが、国民の安全を経済面から確保する喫緊の課題である。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。基本方針及び基本指針に「最先端の軍事技術の保持」に係る記述はありません。</p>
354	<p>安全保障は、軍事技術の整備などではなく、地球上の市民同士の平和的なつながりを推進する方向性でお願いしたい。「戦争をしない国」と憲法で保障しているということを、改めて近隣諸国や海外に強くアピールしてほしい。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は、軍事技術の整備を目的とするものではありません。</p>
355	<p>経済安保推進法に反対する。日本列島の海沿いに原発54機、高濃度放射能を含む再処理工場等が取り巻いている。戦争を前提にした法律は必要ない。平和を国是とする法律に力を入れるべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
356	<p>軍事機密を秘密にするというが、海外の特許の侵害や自由貿易を基礎とするTPPはどう影響するのか。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。基本方針及び基本指針に「軍事機密を秘密にする」という記述はありません。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
357	<p>大日本主義は、大東亜共栄圏という妄想を軍部によって国民に強いた。小日本主義の世界的な意義を考え直す必要がある。福島第一原発からの放射能は日々漏れ続けている。薄めて拡散するしか道はなくなったようだが、漁業者や地元の合意はとりつけられにくい。安倍元総理は10万円を一律全国民に給付したが、菅前総理、岸田現総理はこうした給付を一切していない。財務省は消費減税する意志はなく、岸田総理もそれをととしている。説明責任を果たしていない。誰のための経済安保か。それは、とりもなおさず、ウェルビーイングという福祉的な意味での経済である。一市民からすると、4回目のコロナワクチン接種が控えている。檜精油を噴霧してウイルス弱毒化する道もある。檜1本首1つ。これは、江戸時代での教訓である。令和時代の日本は、この檜1本首1つを、再考せねばなるまい。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
358	<p>ウクライナ戦争でロシアが原発を攻撃したことを考えると、海岸沿いの約50基の原発、未操業の六ヶ所村の再処理施設、事故で壊れた福島第一原発は、日本の脆弱性そのもの。その解消には、古い原発から廃炉にしていくこと、使用済み核燃料の年間量にキャップをかけて減らしていくこと、再エネ電源を安価で安定的で安全なものにする画期的な技術の研究・開発・実装を行うこと、そのような民間の取組を促す経済施策が必要ではないか。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
359	<p>ウクライナの原発がロシア軍に支配されようとしている事を考えると、今ある原発を直ちに止めないと危ない。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
360	<p>この情勢に乗じての提案は乱暴であり、法案自体に反対。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
361	<p>経済安保など即刻廃案にしてほしい。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
362	定義すら明確ではない法律が、国会での審議も経ずに施行・運用されてしまうのは民主主義に反する。議論の公開を求める。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は、衆参合計50時間を超える国会での審議を経て成立しています。
363	経済安保法の成立が拙速であり、施行に向けたスピードも速すぎる。国民の理解や意見を聞こうとする意思が感じられない。このままパブコメの期間を設けただけで国民の理解を得たことにして、9月には運用をしようとするのは非民主的な進め方である。廃止を求める。	本法は、衆参合計50時間を超える国会での審議を経て成立しています。意見公募で寄せられた御意見はしっかりと拝見し、こうして考え方を示させていただくとともに、本文の修正を要すれば修正しています。
364	このような重要な案件が、十分な国会における審議もなく、新聞、テレビで報じられることもなく、閣議決定されることに恐怖を感じる。国民には知らさぬように従わせるのか。	本法は、衆参合計50時間を超える国会での審議を経て成立しています。成立前も成立後も様々な報道がされています。基本方針及び基本指針については、こうして意見公募の着手も行っていきます。
365	本法の運用を監視して結果を国民に公表する独立機関のほか、軍事転用可能な製品の輸出に絡むえん罪事件のような事態を防ぐための仕組み、秘密指定のある協議会に加わった研究者が被る不利益(研究発表の禁止、軍事研究の拒否に伴う不利益など)を防ぐための仕組み、事業者などが不利益を被った場合などの不服審査と救済の独立した仕組みが必要。辺野古新基地建設では、沖縄県知事の埋め立て変更不承認を国が取り消すという地方自治の独立性を脅かす事態となっており、その反省から確実な独立性が保証された不服審査と救済の仕組みが求められる。	本法の制度が不服審査の仕組みを欠いている旨の御指摘ですが、この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法に基づく処分については、行政不服審査法による不服申立て手続が可能です。
366	会社幹部ら3人が軍事転用可能な噴霧乾燥機を無許可で輸出したとして逮捕・起訴され、その後起訴が取り消されたという経済安保法の先取りとも言えるえん罪事件が起きた。この法律の中では、同様の悲劇を防ぐための実効的対策は講じられておらず、抜本的見直しが不可欠。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
367	<p>自律性をいう前に、大学までの教育費無償化、企業の内部留保排出による賃上げ、消費税廃止、ニューディール的な真の財政出動により、日本人労働者が安定して働けるようにすべき。技術の優位性などというが、実業優先の学問圧迫により日本の技術は劣化した。軍民共用名目で囲い込んで日本の産業技術の発展は一層望み難い。経済安保の基盤は一次産業や地方生活を豊かに育てることであるのに、重要物資だけ囲い込み経済監視を強めれば、経済が回転せず日本衰退を推進させるだけである。官僚はろくでもない法律で国を更に貧しくする前に反省し、責任を取るべき。スパイ防止法的な本法は、秘密保護法に次ぎ、統一教会のマニュアルに沿った法律である。日本の外交・政治・経済・学術・技術をさらに歪ませ貧しくし国家統制を進める経済安保法を、カルト宗教と結託政治屋の意のままに進めることはやめ、運用を停止すべきである。</p>	<p>本法は我が国の外交・政治・経済・学術・技術を歪ませ、国家統制を進めるものであるから、その運用を停止すべきとの御指摘ですが、この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
368	<p>本法第4条第3項には「国は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする」とあるが、「必要な資金」の内容が述べられておらず、恣意的に運用される可能性がある。</p>	<p>予算については、改めて国会で審議されることとなります。</p>
369	<p>税金はもっと一人ひとりの市民の生活支援に使用すべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
370	<p>子育て支援、就学・就労支援、保育、介護、扶養の問題など総合的に解決し、性別を問わず、現在、将来の人材を幅広く育成していかなければ、継続的で安定した「経済安全保障」は実現できない。経済安全保障施策と社会保障施策は表裏一体であり、国を挙げた取組を期待する。</p>	<p>御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
371	<p>食糧難、有事、生産危機等の国難に際して、緊急事態時の輸出制限及び輸出禁止を実行できるように法整備をしてほしい。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
372	ロシアのドローンにキヤノン製のカメラが使われていたそうだが、規制するのか。現行の武器輸出を規制する法があるのに、新しく経済安保法を施行する意味が分からない。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。なお、本法は、武器輸出の規制に関する制度を定めるものではありません。
373	特許非公開に関わる研究発表の差止めは技術開発の停滞のみならず、研究交流への規制、研究の自由の侵害、個人情報の収集管理及び統制を引き起こす。発明者の権利がどの程度保障されるのかも不明。	本法第5章で規定する「特許出願の非公開」の制度が研究の自由の侵害等を引き起こすとの御指摘ですが、この意見公募は本法に基づく基本方針並びに本法第2章及び第4章に係る基本指針を対象とするものです。
374	経済安保法第65条は、戦後においては憲法9条と整合しないとして廃止された、戦前の軍事技術に係る秘密特許制度の復活と考えられ、とても認めることができない。	本法第5章で規定する「特許出願の非公開」の制度が憲法に整合しないとの御指摘ですが、この意見公募は本法に基づく基本方針並びに本法第2章及び第4章に係る基本指針を対象とするものです。なお、同制度は、戦前の秘密特許制度とは全く異なる制度です。
375	基本方針第2章第3節に「特許出願非公開制度における保全審査の対象範囲については、事業者や特許出願人の負担に鑑み、安全保障を確保するために真に必要な範囲に限定する」とあるが、そもそも戦前の秘密特許法に戻るべきではない。	本法第5章で規定する「特許出願の非公開」の制度自体が不相当である旨の御指摘ですが、この意見公募は本法に基づく基本方針並びに本法第2章及び第4章に係る基本指針を対象とするものです。なお、同制度は、戦前の秘密特許制度とは全く異なる制度です。
376	いわゆるセキュリティ・クリアランス制度の検討プロセスについては適時適切な情報発信を期待する。特定秘密保護法制定の際は、法案の国会提出よりも前、内閣官房にて骨子案をまとめた段階で意見募集されたものと記憶している。制度の性質上、対象者のプライバシーを探ることが不可避であり、かつ、対象者の数がより増加することが予想されるため、特定秘密保護法と同様か、それ以上に入念な検討と説明がなされることを強く求める。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。
377	セキュリティ・クリアランス制度の導入は、秘密保護法とあいまって、基本的人権の侵害や監視社会化の加速をもたらすことが危惧されるので、導入すべきではない。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
378	機密情報の取扱いを有資格者のみに認めるセキュリティ・クリアランス制度を導入する法改悪を先取りする形で、特定重要技術の研究成果について海外での軍事転用などの恐れのある場合は非公開とする方針であることも問題である。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。御指摘のような「方針」はいずれの文書にも記されていません。
379	法制定時に除外されてしまったセキュリティ・クリアランスをしっかりと機能させるべき。権利や自由は無限に拡大すべきではなく、公共の福祉の範囲内であるべきであり、そのためにはセキュリティ・クリアランスが必要。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。
380	特定重要技術の研究開発を国際研究協力の観点から戦略的に実施していくには、これに従事する者のバックグラウンドチェックは必須である。民間事業者も参加して先端技術共同開発を進めるためにも、機密情報の取扱い資格者を政府が認定するセキュリティ・クリアランスの仕組みを早急に検討し、導入すべきである。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
381	経済安保の課題は4つだけではないとして、秘密保護法・土地規制法やセキュリティ・クリアランスやその他を組み込んで、かつての大本営を構築するとすれば許されない。廃止を求める。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。
382	経済安保推進法を、秘密保護法、土地規制法、機密情報の取扱いを有資格者のみに認めるセキュリティ・クリアランスなどと一体化させることが懸念されるが、こうした一体化を国民や国会に諮らず行うことは許されない。	この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。
383	私権を制限し個人情報の収集など極めて問題の多い重要土地利用規制法を経済安保にからめて運用するとすれば、許すことはできない。	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」が問題の多い法律であるとの御指摘ですが、この意見公募は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく基本方針及び基本指針を対象としております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
384	<p>経済安保大臣に就任した高市早苗議員は、6月にテレビで「経済安全保障推進法にスパイ防止法に近い物を入れ込んで行くことが大事だ」と強調している。そういう考えで法施行をすることは許されず、法律を廃止すべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
385	<p>経済安全保障について、取組みを始める点で異論はないが、スパイ防止法がなく、取締りの実効性が薄い現状では、方針の徹底に疑念が生じる。まずは総合的なスパイ防止法を制定すべき。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。</p>
386	<p>スパイ防止法並みの規制というが、日本の信者からお金を集めて韓国カルトに送金しているような団体から支援を受けているような政治家が、子ども庁から子ども家庭庁のように名称変更したなど、国政に深く関わって影響を及ぼしていることを考えると、ひたすらに対立を煽って、日本を滅ぼしかねないと思われる。</p>	<p>この意見公募は本法に基づく基本方針及び基本指針を対象とするものです。「スパイ防止法」に関する記述はいずれにもありません。</p>
387	<p>「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保」の度合いを定量的に計測する成果指標の設定が必須。成果指標Z＝中間指標A(我が国の重要な物資・エネルギーの確保割合)×同B(重要な物資・エネルギーの確保手段に対する実効的支配力の割合)×同C(確保した重要な物資・エネルギーの活用効率)×同D(我が国の国力(経済力、防衛力、技術力、国民健康度、信頼度などからなる)の世界順位)×同E(国力の維持・向上に影響のある政策におけるPDCAサイクルの実施割合)として定量的に計測し、各省庁職員の人事上・俸給上の処遇に反映すべき。</p>	<p>御指摘のような枠組みを設ける予定はありませんが、いずれにせよ、自律性の確保や優位性・不可欠性の獲得・維持・向上等に向けて、成果を上げるべく取り組んでまいります。</p>